

第2回 令和7年度

食品表示懇談会

議 事 錄

消費者庁食品表示課

○事務局 定刻となりましたので、第2回令和7年度食品表示懇談会を開会させていただきます。私は本懇談会の事務局を務めさせて頂いておりますシード・プランニングの奥山です。どうぞよろしくお願ひいたします。

開催に当たっての注意点をご案内します。本会は傍聴を希望された方に対してリアルタイムでWEB配信をしております。また、記録のために映像を録画させて頂いていることをご了承ください。

本日の出席者です。本日は全委員ご出席でございます。中村委員はオンラインでの参加となります。

委員の皆様におかれましては、お手元の資料に過不足や落丁等がございましたら、都度事務局にお申し付けください。それでは、以降の議事は座長の湯川様にお願いしたいと思います。それでは湯川様、よろしくお願ひいたします。

○湯川座長 久しぶりですけれども、皆さん、こんにちは。今日は委員の方全員がお揃いで、事務局に伺ったところ、今日はオンラインでの傍聴の方が500名を超える人数だということで、この懇談会に対する関心の高さを感じております。

早速議事に入ります。本日は昨年度と同様、個別品目ごとの見直し分科会で議論し、本年度改正する内容について報告を受けることになっております。まず初めに資料1の個別品目ごとの表示ルール見直し分科会について（旧JAS法由来事項）という資料につきまして、消費者庁から説明をいただきます。よろしくお願ひします。

○京増食品表示調査官 消費者庁の京増です。資料1を用いて説明させていただきます。なお、これから説明する資料1～3については、今年度の食品表示基準、内閣府令の改正事項となっております。それでは資料1の旧JAS法由来の個別品目ごとの表示ルールについて説明します。

おさらいになりますが、1ページ目が令和5年度の懇談会において取りまとめいただいた内容です。個別品目ごとの表示ルールについては、(2)とある部分ですが、横断的な基準に合わせる方向で見直すことを基本としつつ、食品ごとの個別の事情や制定の経緯、消費者の要望等を踏まえながら検討とされています。また、(6)にあるとおり、分科会を開いて検討するということで、2ページ目にあるように、昨年度も報告させていただきましたが、今年度については今年の1月から11月までの分を報告いたします。構成員についてはこの6人で行っていますが、昨年から引き続き、懇談会からは小川委員、島崎委員、森田委員にご協力いただいたところです。

次の3ページ目の真ん中ぐらいにありますが、昨年度懇談会では20品目見直しについてご報告させていただきました。今年度についてはその下に示しております22品目の見直しについて報告させていただきます。

4、5ページ目に検討結果をまとめておりますが、昨年度に引き続き横断的な基準に合わせ

る方向で見直すことを基本としつつ、食品ごとの個別の事情や成定の経緯、消費者の要望等を踏まえながら、第8回から16回まで、残りの22品目について議論してきました。

完全に廃止した品目は、今年度は混合プレスハムのみです。昨年度と同様になりますけれども、定義や名称、名称規制については維持してほしいという要望が多かったところです。また表示禁止事項等についても、昨年と同様になりますけれども、景品表示法等でも対応可能ということで、廃止しているものもあります。

なお、本分科会は基本的に業界団体のヒアリングに基づいて検討を行ってきましたが、今後は、全体の横並びを見て消費者庁で調整するように、分科会委員から御意見をいただいているところです。

6ページ目から、今年度の改正の内容について紹介させていただきたいと思います。一部改正の例や維持した例、廃止した例について、全てではないのですけれども、いくつか紹介させていただきます。

まず6ページ目、これはドレッシング及びドレッシングタイプ調味料の定義についてです。これまで表示禁止事項において、製品100g中の脂質量が3g未満のものについて「ノンオイルドレッシング」と表示できるということになっており、「ノンオイルドレッシング」という用語については商品の表面には書くことはできましたが、一括表示の名称に「ノンオイルドレッシング」と書くことはできませんでした。近年、ノンオイルドレッシングの用語が一般化してきましたので、表示禁止事項にあったものを定義に入れることによって、一括表示の名称にも「ノンオイルドレッシング」と書けるという改正を行おうとしております。

次の7ページをお願いします。こちらも改正の例になりますけれども、ドレッシングについて、例えば半固体状ドレッシング、乳化液状ドレッシングなど、細かく粘度等によって定義が決まっていて、それぞれの定義に合致した名称を表示するとなっているところです。そこで、今回はドレッシング及びドレッシングタイプ調味料を大きく「ドレッシング」と「ノンオイルドレッシング」という2つに分け、その名称でも表示可能とするような改正をしようと思っています。ただし従来どおり、細かく「半固体ドレッシング」なり「乳化液状ドレッシング」などと書けるというルールも残すということで、大きく括って「ドレッシング」や「ノンオイルドレッシング」と記載できるルールを追加したいと思っております。

次の8ページ目も一部改正の例になりますけれども、食用植物油脂について、現在の定義は左側にある通り、1品目ずつ、食用サフラワー油や食用ぶどう油等々、これに該当するもののみが食用油脂であると定義付けていました。しかし、例えばえごま油やアマニ油はここに入っておらず、追加で新しく出てきたものに関して、定義に追加できていない状況です。このような新たな食用油脂を食用植物油脂の中に入れていくためにも、新しい品目が出てくる度にいちいちここに入れていくというよりは、右の改正にある通り、定義を大きく「植物の種子や果肉などから採取した油であって、食用に適するように処理したもの」と改正させていただきたいと思います。これによって、新しい食用植物油脂が出てくる度に、1つずつ別表に入れていく必要がなくなります。

また、一括表示の名称の書き方についても、現在、食用サフラン油にあっては「食用サフラン油」と書くこと等と、1つずつ決めておりましたが、それをやめて、その内容を表す一般的な植物油脂の名称を「食用」の文字を冠して表示するということで、大きくこういう書き方をしましょうということにしたいと思っております。

次の9ページは食用植物油脂の原材料の書き方になります。中段の右側の写真を見ていただければと思いますが、現在、例えば名称が「食用なたね油」というものについては、必ず原材料名は「食用なたね油」という表示をすることとなっています。ただこれに関しては、例えば、イメージの下パターン②にあるように、なたねから直接絞ったものについては原材料名に「なたね」と書けるようにした方が良いということで、原材料の規定を廃止し、それに伴って今後は表示を横断ルールに合わせます。必ず「食用なたね油」と書くというルールはなくし、なたねから絞ったものについては、「なたね」と書けるようにしたいというふうに思っております。

次の10ページ、今回、食用植物油脂の別表第4廃止に伴って、1つQ&Aを作成したいと思っております。先ほど説明したように、現在、油の原材料は油と書いていたので、最後に混合する油の量で重量順を計算していましたが、例えば、下の例にあるように、綿実油となたねのように、油の状態と種子の状態、異なる状態の原料を使ったときに、どう重量順を考えるかということについては、従来どおり油の状態に換算して油の重量で比較することが適当であると考えますので、この点についてQ&Aで補足したいと思います。

11ページになりますが、これも原材料名の廃止の例になります。果実飲料については、例えば複数の果実を使用した場合、果実で括ることができ、その際、その重量順で3番目以降の果実を「その他」と書けるルールが残っていたところです。この点については、果実飲料の原材料名の規定を廃止し、横断に合わせるということで、「その他」と書ける規定をなくしたいと思っています。ただし、下段に説明があるように、季節や年によって取れる柑橘が違うということで、国産柑橘類の有効利用のために、「その他」という表示を使っている事例が柑橘類ではあると聞いております。

その点について、Q&Aで手当してほしいという要望がありましたので、12ページ目になりますが、「その他」表示は、個別の規定をなくし、横断に合わせますが、Q&Aにて先ほど説明したように、国内柑橘の有効利用のために、原料の収穫や保存の時期が変動する場合、なかなか難しいという場合は、「柑橘類」という表示も可能というように手当したいと考えています。ただし、原材料名欄で特定の果実のみを抜き出したり、強調したりするのは適当ではないと考えていますので、「柑橘類」と書けますが、原材料名欄で特定の果実とか、抜き出して書くことはやめましょうと手当したいと考えています。

次の13ページ、こちらも廃止の例になりますが、添加物の規定については、現在食酢についてのみ残っていて、他の基準については、昨年度に栄養強化目的の部分を削ったことに伴い、全てなくなっています。食酢についての現在の規定は、合成酢に使用された「冰酢酸」については、必ず「冰酢酸」と書くことというルールが残っていたのですが、個別のルール

については廃止するということで、添加物については、今後は横断ルールで書いていただく
とよう改定したいと思っています。

次の 14 ページも廃止の例になりますが、昨年度の改定においても調理方法等について全て削除してきているところです。今年度の検討品目についても、調理方法等については全て削除ということで進めています。これによって、個別ルールで調理方法を定めているものはなくなつたということになります。

15 ページ目になりますが、こちらは維持の例となります。豆乳については大豆固形分によって、豆乳、調整豆乳、豆乳飲料と定義が分けられているところですが、明確に区分する指標として、表示としても現在、名称の下に大豆固形分〇%と書いていたところです。これについて引き続き表示するということで維持としております。

16 ページ目も維持の例となります。果実飲料について、個別表示事項として、例えば加糖したものについては「加糖」と書くことと、ストレートと濃縮還元を明確に分けるため、「濃縮還元」と表に書き、希釈して飲むようなものは「希釈倍率」を書くというルールについては維持するということで、引き続き加糖したものについては表に「加糖」と書き、濃縮還元したものには表に「濃縮還元」と書く等々のルールは残しています。

次のページも維持の例になりますが、乾めん類について、中小企業も多い等の事情があることから、機械麺と手延べをきちんと区別するルールは残してほしい、また、産地名の書き方についてはルールを残しておいてほしいということで、「手延べ」と書く際のルールや産地名を書く際のルールについては残すということで維持となっています。

18 ページ目も維持の例になります。昨年から同じようなものがいろいろ出てきていますが、横断的な表示禁止事項の中に、等級のある日本農林規格の格付け品目については、格付けを取っていないものは等級用語を使ってはならないという規定があり、個別の方にも同様の規定があって、重複しているので、全て整理してきました。ただ、食用植物油脂については格付け品目が限られていることがあります、表示禁止事項のなかに、食用植物油脂全体に等級用語を使えないということをカバーする規定が残っていました。これについては格付け品目が全部にわたっていない食用植物油脂については、全部を表示禁止事項とする必要があるということから、個別の規定で、上乗せしている部分は残すということとしています。

19 ページ目になります。こちらは府令改定事項ではなく、今までの運用を改善するという内容になります。ソーセージのケーシングについては、ソーセージ類の品質表示基準が策定された当時から、ケーシングは容器包装に当たるということで原材料として表示をしていませんでした。これについては分科会等々でも、食べているのに原材料表示していないのはどうなのかという御意見があり、諸外国でも表示されているという実態を踏まえて、業界と相談しながら検討を進めた結果、今後は表示することに運用を改善したいと思っています。あくまで運用上の問題でありますので、基準を改定する必要はありませんが、今後、事業者さんにソーセージのケーシングについては、書いていただきたいと思っています。

書き方については、このページの下にありますように、例えば「ケーシング（羊腸）」だつたり「羊腸」と書くというルールにしていき、この点についてはQ&Aで手当でしていきたいと思っています。ただ、1点要望いただいていることとして、今後、ケーシングを原材料として表示するにあたり、家畜の腸のバラつきなどから重量順の表示が困難な場合が出てくることが想定されます。今まで書いてなかったため、おそらくこれから事業者の皆さんのが検討すると思うのですが、そういう重量順の表示が難しい例が出てきた場合は原材料の最後に書いてもいいということにしてほしいということで、羊腸、ケーシングの書き方について、この点をQ&Aで手当でしていきたいと思っています。

次の20ページをお願いします。これまで個別の規定について細かく御説明させていただきましたが、分科会における食品表示の今後の検討課題をまとめております。繰り返しになりますが、今回の見直しは事業者団体からのヒアリング等に基づき見直しを行ってきました。品目間の横並びを見ながら見直しを行っていないことから、品目ごとに差が生じています。そのため、消費者庁としては、これらの横並びを調整することが、今後の課題だと思っています。

これだけではないのですけれども、バラつきや品目間の差がある例を4つほどご紹介させていただければと思っております。1つ目が原材料の規定です。これまで多くの品目において、原材料の規定を横断に合わせるということで削除してきておりましたが、現在、6品目に規定が残っています。どういうものが残っているのかをその下の黄色枠内に書いております。あくまで例示ですが、原材料で「その他」と書ける規定はウスターソース類のみに残っているということです。今まであった、「その他」と表示できる他の品目については、その規定を廃止してきています。

また、原材料名を重量順ではなく表示するというルールが残っている品目もありましたが、昨年の改正で廃止してきており、現在の規定としては、原材料名は重量順に書くことが基本になっています。しかし、農産物漬物については、まだ必ず構成要素ごとに書くという規定が残っています。

例の2つ目ですけれど、内容量の規定が残っているのはレトルトパウチ食品のみです。例えば、ハンバーグのようなものについて、ソースとハンバーグが合わさった商品の場合、ソースがいっぱい使われていたとしても、横断的な内容量の規定自体は内容重量を書くということになりますので、実際には固形量（ハンバーグの重量）が少ない場合も考えられ、レトルトパウチの基準の中では固形量も書くとなっております。ソースがたっぷりで、それが訴求ポイントである商品もあると思うのですが、ソースばかりで具が少ないという商品も昔あったということかと思います。したがいまして、その規定は引き続き必要として残っています。

例の3つ目になりますが、重さや割合により強調表示が可能となる規定が3品目に残っております。例えば風味調味料であれば、これだけの割合入っていれば、名称のところに「風味調味料（かつお）」と書くという数値規定が残っております。また、乾燥スープについて

も、例えば「ほうれんそうのスープ」と書く場合必要になるほうれんそうの使用割合や、食酢についても「〇〇酢」、例えば「たまねぎ酢」、「さとうきび酢」と書く場合がありますので、その場合、どれだけ使用していれば原材料を強調した表示できるというような規定が残っているところです。

例の4つ目として表示禁止事項が残っているのが10品目あります。これは、中小企業が多い品目等で、例えば「天然醸造」と書ける規定は残しておいてほしいという要望等から残っているものがあります。

次の21、22ページ目になりますけれども、分科会において2年間検討した結果、今回ご紹介させていただいたとおりに府令改正し、府令改正が済んだと仮定して表を作らせていただきました。府令改正後にも個別の規定が残ったものについて、〇を付けた一覧を示しております。結果として2年間で、この表の下にありますけれども、8品目について全ての個別ルールを廃止したということになっております。

23ページ目になります。初めにお話ししましたが、本日この3点をご報告させていただきたく、今、1点目の旧JAS法由来の個別品目のルールについて御説明させていただきました。

次の24ページは改正のスケジュールになります。本日、懇談会に御報告させていただいているところですけれども、この懇談会後に、準備が整い次第、パブリック・コメントを行い、所定の手続きとして、消費者委員会食品表示部会に諮問する必要があります。食品表示部会での議論の後、食品表示基準内閣府令の改正となります。経過措置期間について、昨年は5年間とお話ししたと思いますが、今年は4年ということで、去年と今年と完全施行時期を合わせて令和12年3月31日までを経過措置期間としております。

旧JAS法関係の個別ルールの説明については以上となります。

○湯川座長 どうもありがとうございました。では、ただいまの説明につきまして、委員の方どなたからでも御質問、御意見でも結構です。ございましたらよろしくお願ひします。大角委員、お願ひします。

○大角委員 食品産業センターの大角でございます。この2年間にわたり、各品目についてそれぞれの関係団体から丁寧にヒアリングをしていただき、その上でご検討いただいたことにまずは感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

今後も、いろいろ、いくつか横並びの調整等の検討を続けられるというふうに、御説明があったところでございます。今後におかれましても可能な範囲内で関係団体等からの御意見を聞いていただいた上で、引き続き御検討いただくようお願い申し上げたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○湯川座長 ありがとうございました。消費者庁からの回答はよろしいですね。要望という

ことで伺いました。他にいかがでしょうか。座長で申し訳ないのですが、二点質問があります。

まず、先ほどの柑橘のところで、「柑橘類」というふうに書けるという話がありましたが、アレルギー表示との関係でオレンジが特定原材料に準ずるものになっていますので、柑橘類と書いてあれば、オレンジを書かなくていいという運用になるのか、あるいは、それとは別ということなのでしょうか。

○京増食品表示調査官 アレルギー表示については別になりますので、オレンジと別に書くということになります。

○湯川座長 それともう一点、ドレッシングのところで、大括りにして、ドレッシングとノインオイルドレッシングというふうになりましたが、現行のパターン①、これも書けるというお話でしたが、いったんドレッシングと書いて、さらにパターン①というふうに書くのか、あるいはこれは選択制でどちらを書いてもいいという趣旨なのか、その点について教えていただけますでしょうか。

○京増食品表示調査官 一括表示の名称には選択性、どちらでもいいと、パターン①で書いていただいてもいいし、今後はパターン②で書いていただいてもいいということとなります。

○湯川座長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。もし御意見や御質問等がないようでしたら、この内容で了承とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、資料2。同じく、個別品目ごとの表示ルールですが、いわゆる衛生事項です。これにつきまして、消費者庁から説明をお願いします。よろしくお願いします。

○多田課長補佐 消費者庁の多田です。よろしくお願いいたします。資料2をご覧ください。旧食品衛生法由来の個別品目ごとの表示ルール見直しについて御説明いたします。スライド1をお願いします。

はじめに、少し経緯をお話したいと思います。旧食品衛生法由来事項ですが、昭和22年に食品衛生法が制定され、表示についても規定されてきたということです。

具体的な表示としましては、食品衛生法の施行規則の方で規定されていました。最初の方は、個別具体的なアイテムについて規定されていたのが、昭和44年、容器包装に入れられたものが義務表示に加えられ、その後順次必要に応じて表示が規定されてきました。

平成23年に、食品衛生法施行規則から消費者庁の内閣府令に移行になって、それがさらに食品表示基準にきており、基本的に食品衛生法施行規則にあった規定がそのまま規定され

ているような形になっています。

スライド2をお願いします。

今回の見直しの考え方について、上の四角囲み丸の一つ目ですけれども、今お話ししたように、旧食品衛生法由来事項が、そのまま来ているという状況で、飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止や、消費者に対する食品の特性の伝達等の観点から、これまで一定の役割を果たしてきたところ。一方、食品表示基準に来たことによって横断的な義務表示事項ができ、このため重複するようなものもあるという状況も生じた。このような状況を踏まえまして、昨年度来、真ん中のポツに行きますけれども、分科会の方では旧JAS法由来の見直しをやつてきたところ、一部業界団体から旧食品衛生法由来についても見直してほしいと要望がありました。加えて、ポツ二つ目ですが、懇談会の委員の方から、冷凍食品の凍結直前加熱であるとか、こういった表示が分かりづらいのではないか、かえって消費者の混乱を招くのではないかということの指摘がありましたので、こういったことも踏まえて検討を行ってきているという状況です。

次のスライド3をお願いします。

検討の対象についてまとめたスライドになります。対象範囲としましては、左の下のオレンジ四角囲みの対象範囲と書いてある①から⑯までの品目になっています。

上の緑の四角囲みに戻りますけれども、丸一つ目、生鮮食品は対象外としており、加工食品を対象にしていますので、別表で言うと、第19と第20が対象になります。

左の下の方に対象外としてABCDがありますけれども、こちらは、別表19にあるが、別表24の生鮮食品と被るようなもの、そういうものは今回の対象の範囲外にしているものです。

こういった対象の範囲としながら、地方自治体へのアンケートであったり、関係者、厚生労働省であったり、食品衛生基準審査課であったり、そういう関係者、事業者さんからヒアリングを行いながら見直しを検討してきたというものです。

続いて、スライド4をお願いします。

スライド4と5が先ほどお話ししました、品目①から⑯の品目ごとの表示事項を全てまとめている一覧になります。スライド4と5で今回見直しの対象の範囲が全てです。×と○で廃止と維持というステータスをまとめているようなものになります。

続いて、スライド6、ここから具体的な話になりますが、今言ったような①から⑯の品目について分類分けをしました。1から4まで分類に分けまして、その考え方を示したものなのですが、一つ目の分類は食品衛生上必要と考える事項、これは維持する必要があるだろうということで、消費者が食べる時に必要な情報、この表示がないと、食中毒等の発生の恐れがあるようなものについては分類1として維持という考えにしています。

続いて分類2。横断的義務表示事項等で代替が可能と考えられる事項。簡単にいうと、重複しているような、横断的義務表示事項とかぶっているようなもの。こういったものは必要なものではないかとして廃止。

続いて分類3。品質に関わるものであって、義務的表示がある必要はないと考えられる事項。例でいうと、乳の乳脂肪分のようなもので、その表示が健康被害に直結するような表示ではないもの。そういうものを義務にまで置いておく必要はないだろうということで、廃止としています。

基本的にはこの1から3の考え方で分類しましたが、最後に分類4としまして、自治体に確認したところ、食品衛生法上の監視の観点から、残してほしいという要望があったもの。これについては、維持。厚生労働省の食品監視安全課長、東京都の食品監視課長にも来ていただきて、議論いただいた結果、維持とする方針になっているものです。

続いて、スライド7をお願いします。

ここから具体的に分類の話ををしていきますが、分類1として、食品衛生上必要と考える事項としていますが、その前に少し内閣府令について紹介したいと考えています。どういった内閣府令かと言いますと、上の緑の四角囲みの2列目から真ん中あたりですが、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項ということで、具体的な表示事項を下の表にまとめていますが、こういった表示事項がされていないものについては、回収措置を命じること等ができるよう建て付けになっています。

この内閣府令は食品表示基準が出た時と一緒に出ている内閣府令になりますが、このような府令で、安全性についての表示事項は個別に定めています。基本的に、この表に書いてあるものを分類1として維持という考えにしています。

1点だけ違うのが、上から三つ目の乳又は乳製品を主要原料とする食品。これについては※で下にも書いていますが、アレルギーに関する表示事項であり、アレルギーに関する表示事項は別に規定されていますので、これは分類2として、これだけは廃止という整理にしています。

次のスライドをお願いします。

スライド8と9について、分類1として維持とするものの一覧になります。例えば、飲食を供する際に加熱を要する旨であるとか、生食できるかどうかなど、食べる際に加熱が必要かどうかということを表現するような事項です。

続いて、スライド10をお願いします。

ここから分類2になりますが、分類2については例示になっています。横断的義務表示等で代替が可能ということで、例えば上から二つ目の食肉製品の別表19の規定として、原料肉名は配合分量の多いものから順に表示するという規定がありますが、これは横断的義務表示事項に原材料名を書くという規定がありますので、完全に重複しており、こういったものは必要ないということです。

その下の乳又は乳製品の主要原料とする食品については、先ほど分類1の際にお話しした内閣府令にあるもので、アレルゲン表示と被るので必要ないということ。

その下からは、主にレトルト等の殺菌温度や殺菌時間を具体的に記載するというような表示事項になりますが、健康被害発生防止のためには保存の方法を見て、消費者がきちんと保

存していただければ食中毒は起きませんので、保存の方法により、食品衛生上は代替可能ということで廃止にしています。

続いてスライド 11 をお願いします。

スライド 11 は分類 3 です。

品質に関わるようなもの。乳の乳脂肪分であるとか、水のみを原料とする清涼飲料水の、殺菌または除菌を行っていない旨などです。こういったものは、健康被害が生じることを予防するために必要な表示ではないと考えますので、義務にまで置いておく必要はないだろうということで、廃止という整理にしています。

続いて、スライド 12 の分類 4 です。

自治体のアンケート結果で維持が望まれたものをまとめたものです。分類 4 にした表示事項はスライド 12 にまとめたものが全てです。

これらの表示事項は、食品衛生法上、どの成分規格に該当するかを表現したものになります。例えば、食肉製品であれば乾燥食肉製品なのか、加熱食肉製品なのかなど。この分類によって成分規格が変わってきますので、見た目では分からぬ部分がある中で、これらの表示がないと取扱いに困るという意見がありました。乳、乳製品の種類別も同じです。どういった乳なのか、チーズなのか、どの規格にはまつてくるのか。

冷凍食品で言いますと、凍結前加熱、直前に加熱されたものなのか、そうでないのか。これも成分規格が異なってきますので、こういったものは残してほしいということで、議論の結果、維持するという整理をしているものです。

冷凍食品の凍結前加熱については、分かりにくくいう観点で指摘された項目ですので、今回維持としていますが、その分かりにくさについては後ほどスライドで説明しますけれども、手当をしたいと考えています。

続いて、スライド 13 をお願いします。

これは別表 20 の規定になりますけれども、別表 20 の中で、乳、乳製品も表示の方法として文字の大きさが規定されているものがある。これについては、文字の大きさを変える必要まではないと考えますので、文字のそのポイント数は廃止。廃止されると食品表示基準で第 8 条の方で 8 ポイント以上という規定がありますので、8 ポイント以上で表示されていくということになります。

続いて、スライド 14 をお願いします。

ここからが、分かりにくさについての説明になります。例えば、食肉製品の例ですけれども、左下の表示例で見ていただきますと、加熱食肉製品の後ろに赤色下線を引いていますけれど、包装後加熱と、食品衛生法上のどの規格がはまるのかを表現しているような表示があります。

続いて、スライド 15 をお願いします。

冷凍食品ですけれども、左下の表示例を見ていただきますと、「加熱してあります」、「加熱して召し上がってください」と、二つ並んで書いてあります。実際は上の方の「加熱してあ

ります」は、食品衛生法上の成分規格が、何に該当するのかというのを表現している表示になりますけれど、その下の方は食べる際に、食中毒が起きないように注意の表示になって、こういったものが二つ並んでいて、確かに加熱してあります、加熱して召し上がってくださいだけ見ると分かりにくい。

これについて事業者さんに調査を行っていて、どういった調査かと言いますと、こういった表示に対して消費者から問い合わせがあるかどうか、これどういう意味ですかというような問い合わせがあるかどうかというのを聞いたところ、確かに冷凍食品の方では一定の問い合わせがあったということが確認されました。

一方、食肉製品の方についてはほとんど問い合わせがないというような状況を聞いています。これを踏まえて、スライド 16 で次のような対応を取りたいと考えています。

具体的には、下の方に例示していますが、左の方が現行で、右の方が改正案ということで、下の方の冷凍食品の四角囲みの中に、先ほどお話したように「加熱してあります」、「加熱して召し上がってください」が並んでいるような状況、これを右の方、四角囲みの外に出して、冷凍食品の記載の後ろに規格基準を表現する表示を出していただく。

これは食肉製品と同じように四角囲みの外に出していただき、四角囲みの中には、食べる際の必要性を書いていただくということで、これだけ見て守っていただければ、消費者として食中毒が起きないような表示となるように対応をしたいと考えております。

次のスライド 17 をお願ひします。

食品表示基準の改正になりますけれども、今回三つあるうちの二つ目ですが、対象としては、別表 19 と別表 20 について改正していきます。

次のスライド 18 をお願ひします。

こちらもスケジュールですけれども、昨日の旧 JAS と同じスケジュールになっています。

説明は以上です。

○湯川座長 どうもありがとうございました。それではただいまの説明つきまして、御質問あるいは御意見ありましたら、どなたからでもお願ひします。

加藤委員お願ひします。

○加藤委員 ありがとうございました。14 ページと 15 ページのところで御説明のあった表示例のところの「加熱食肉製品（包装後加熱）」というような表現や、その次の「加熱してあります」「加熱して召し上がってください」というような表現というのは、確かに非常に分かりにくいもので、今回こういう形で外に括り出すということで、一覧で分かるようにするというのはとても良い対応だという感じをいたしました。

そう考えた時に、ここで具体的な例で出してもらったような商品というのは、他にも結構たくさん、こういう混同しやすいものというのはあるのかというのを感じて、非常にこれが特異な例なのか、結構同じような例というのもあるので、横串を刺して同じような形で今後見

直していくということになるのか、どの程度の幅のあるこういう表記の変更になるのかということを教えてもらえばと思います。よろしくお願ひします。

○多田課長補佐 基本的にはこの冷凍食品に対する対応だと考えています。冷凍食品の「加熱してあります」「加熱して召し上がってください」というのが二つ並んでいるというところがまずポイントだと考えています。

○加藤委員 これは冷凍食品のところに関して発生している、混同しやすい例を修正したことだということです。レトルトなんかでも少しそういうところがあったりするかと一瞬思ったのですけれども、冷凍のところだけで考えればいいということですね。

○多田課長補佐 はい。

○加藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○湯川座長 他はいかがでしょうか。もし、ないようでしたら、ただいまの説明で懇談会としては、了承するということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

それでは、資料3に移ります。

本年度改正予定の食物アレルギー表示に関する改正について、消費者庁から、引き続き、多田課長補佐からお願ひします。よろしくお願ひします。

○多田課長補佐 それでは、資料3をご覧ください。食物アレルギー表示に関する改正についてお話しします。

スライド1をお願いいたします。

今回、三つに分けていますが、1で特定原材料等の追加について、今の状況を少しお話いたします。二つ目でカシューナッツの検査法。公定法が必要になってきますので、その開発状況について。最後に食品表示基準の具体的な改正案をお話したいと思います。

こちらにつきましては、今週月曜日の15日に食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議を開催しました。これはアレルギー専門医等を構成員として構成される会議になりますが、こういった会議を踏まえて、議論いただいて、方針について了承いただいているものになります。

それではスライド3をお願いします。少し日本の食物アレルギーの表示制度についてお話しします。真ん中の特定原材料等というところをご覧ください。アレルギー表示については2種類ありますが、一つは特定原材料。これは食品表示基準に定めていて、表示の義務があるものです。

もう一つは特定原材料に準ずるもの。これは次長通知に定めていて、義務ではなくて任意の推奨というものになります。

この二つを合わせて特定原材料等と呼んでいますが、この特定原材料等をどういう手続き、考え方で追加しているかと言いますと、上の黄色の四角囲みの丸二つ目になりますが、アドバイザーミーティングを開催して行うわけですが、全国実態調査というものを行っていて、アレルギーの症例数や、その重篤度の症例数を集めて、その数を見て検討を行っているというものになっています。

次のスライド4をお願いします。紹介だけですが、平成13年にアレルギー表示の制度が設立されたわけですが、その当時から同じような考え方で実施してきているというものです。次のスライド5をお願いします。こちらが結論になりますが、カシューナッツを特定原材料に移行し表示義務にします。ピスタチオについては特定原材料に準ずるものに追加するということを考えています。

次のスライド6をお願いします。

これは全国実態調査の結果をまとめた表になります。即時型症例数の表です。平成24年から令和6年のまとめになりますが、見方としては、左に行くほど症例数が多いというものになります。

今、カシューナッツを黄色で色付けしていますけれども、年々回を重ねるごとに上がってきています。この増加が一過性ではないと。令和3年度、令和6年度は7位ですけれども、全体に対する症例数の割合を見ていただくと、令和3年度で2.9%であった割合が、令和6年度で4.6%と、割合は上がっています。

ピスタチオを赤色で示してしていますけれども、ピスタチオについては令和3年度に初めて上位20品目に入ってきました。令和6年度は引き続き、20品目以内、14位に入っています。2回の調査で連続して、20位以内に入っているというような状況でした。

次のスライド7をお願いします。

こちらはショック症例数です。重篤な症状が出た症例数をまとめたものですけれど、こちらでもカシューナッツとピスタチオが入ってきており、同じような傾向が見られています。

スライド8をお願いします。

こちらも紹介ですけれども、準ずるもの紹介です。推奨に入る際の考え方をまとめたスライドになります。

左の上の四角囲みが追加する際の考慮事項。これもアドバイザーミーティングの中で了承いただいた考え方になりますけれども、二つ条件がありまして、追加する場合はこの二つの条件のどちらかに該当した場合に、追加の候補にするというふうに整理されていまして、ピスタチオは今回、この上方の条件にはまってきています。

直近2回の全国実態調査の結果において即時型症例数で上位20品目に入っています。条件を満たしましたので、今回ピスタチオを準ずるものに入れるという方針にしているということです。

続いてスライド9をお願いします。ここからカシューナッツ検査法の話になります。

次のスライド10をお願いします。

特定原材料は、義務表示であり罰則性のあるようなものですので、きちんと検査できる試験法が必要だということで、公定検査法を開発しています。令和5年度から事業を行っています。事業者さんとしては、こういった事業者さんに参画いただきまして、食品衛生協会や、国立医薬品食品衛生研究所にも参加いただきまして、一定の精度を有するということを確認しています。

次のスライド11をお願いします。

こちらが、どういった試験法が開発できたのかという結果を示したスライドになりますが、上方、検査法の方針というところ、簡単に言いますと、これまでのアレルゲン、他のアレルゲンの検査法と同様の方法の検査法が開発できました。具体的には定量検査法としてELISA等で行って、 $10 \mu\text{g/g}$ 以上出たものに対して定性検査法を行います。定性検査法で、具体的なカシューナッツ由来の遺伝子やタンパクを確認して、最終的な判断していく、このような検査法が開発できています。

下の方の開発状況ということで、簡単に言いますと、どういった精度なのかということですが、ポツ一つ目の後半の方、「いずれの検査法についても次長通知の検査法に係る基準を満たしていることを確認」ということで、検査法については次長通知の中で、どういった精度を保つ必要があるかということを示していますので、その示しているものに合致しているということを確認しているという状況です。

次のスライド12をお願いします。

最後に食品表示基準の改正案ということで、次のスライド13をお願いします。

三つある改正事項の最後、食物アレルギーですが、対象としましては、別表第14の特定原材料を増やしていくということになります。

次のスライド14をお願いします。

具体的にどうなるかというものを示したものですが、下の方に具体例を書いていますが、左の改定後、特定原材料のえびの後ろにカシューナッツを入れていきます。

その右、こちらは次長通知の中ですが、準ずるもののオレンジの後ろのカシューナッツは削除で、バナナの後ろにピスタチオを入れていく。そして上の四角囲みですが、カシューナッツについては2年の経過措置を設ける、これは事業者さんの準備が必要であるためということです。

ピスタチオについては、そういった法的なものはありませんので、順次対応していただくことになります。

スライド15をお願いします。

最後になりますが、スケジュール案、先ほどお示ししているスライドなのですが、一つ違う点が、先ほどもお話ししました、食物アレルギーという安全の話ですので、経過措置は施行後2年というところが違う点になります。

説明は以上です。

○湯川座長 ありがとうございました。分かりやすい内容だったと思いますが、質問や御意見はありますか。どなたからでもお願ひします。よろしいでしょうか。

森田委員お願ひいたします。

○森田委員 森田です。私は対象品目の数について質問したいと思います。今回の提案でカシューナッツを義務表示、ピスタチオを推奨表示として追加すると、総数が 29 品目になります。資料 3 のスライド 8 にもありますとおり、2023 年の 6 月でしたが、消費者庁はこの時にアレルゲンを含む食品に関する表示のうち、特定原材料に準ずるものの対象の考え方について、特定原材料に準ずるものの対象品目数は、特定原材料の対象品目数と併せて現行の 28 品目数を目安にすることをここでいいたん示しています。

当時、消費者庁がこのような考え方を示した経緯について、アドバイザーミーティングの資料などを見ていくと、木の実類の品目が増え続けていることがあると思います。そのため、推奨表示として残しておく必要がないものは削除することを示しました。

そして、これによって食品関連事業者と消費者の双方にとって予見性の高い仕組みにしていく必要があるということを言っているわけです。マカダミアナッツが推奨表示に加わった時にはまつたけが削除されて 28 品目になりましたが、今回ピスタチオが加わったときには当然、この中の 1 品目を削除するだろうと思っていました。今回はなぜ削除せず 29 品目となったのでしょうか。ご説明いただければと思います。

○多田課長補佐 28 品目数を目安としてありますけれども、こちらはあくまで目安と考えていただければと思います。

スライド 8 は削除する考え方を示してはいるのですが、こちらを考慮の上、アドバイザーミーティング等でも議論いただくということになりますが、スライド 4 をご覧いただきますと、令和 5 年度にまつたけを削除していますが、これが初めての削除になります。

まずはこの削除がアレルギーの全国実態調査にどう影響するのかということを確認しないといけないと考えています。というのは、この表示があることによって、アレルギー患者がどれだけ減っているのかというのが実際のところは把握できないものなので、もし、「まつたけ」の表示をなくしたことによってアレルギー患者が増えていくというようなことがあれば、削除することをより慎重な観点で考えなければいけないと考えています。ですので、まずはこの「まつたけ」の削除の影響を確認するということを考えています。

続いて予見性の話で言いますと、スライド 6 をご覧いただきまして、品目を追加する考え、削除する考えも出していまして、直近 2 回の全国実態調査で上位 20 品目に入るものが対象となります。こういった観点から踏まえると、令和 6 年度に初めて上位 20 位に入ってきたものとしましては、ペカンナッツとヘーゼルナッツがあります。もしこれが次の令和 9 年度

の解析結果で上位 20 品目に入ってくるようなことがあれば、追加検討の対象になります。追加になるということではないのですが、対象にはなってくるということで、こういった考慮事項を示すことによって、一定の予見性というものをお示しできていると考えます。

○森田委員 ありがとうございました。確かにこれからペカンナッツ、ヘーゼルナッツが次回に入ると、今度は 31 品目になるかもしれないわけです。それが予見可能性かということだと思うのです。けれども先ほどのまつたけの削除の説明では、まつたけを削除してその影響を見るので、次回の調査で他の品目が候補に上がってきた時には削除の影響を見るので考慮事項に入れないということは、2023 年の 6 月には言われてなかったと思っています。というのは、まつたけが削除になった時も十分に検討されていて、この対象品目から削除する際の考慮事項を 8 ページで見ていただくと、二つの要件を満たさなくてはいけなくて、直近 4 回の全国実態調査の結果で上位 20 品目に入っていないということ、かつ、直近 4 回の全国実態調査の結果においてショック症例数が極めて少数であることです。そして、上位 20 品目に入っていないものというのは、鶏肉、オレンジ、牛肉、豚肉、あわび、ゼラチンがあるのですけれども、ショック症例数が極めて少数というのは、直近の 4 回の中で鶏肉やオレンジは 1 件から 4 件あるのですけれども、あわびは平成 30 年度の 1 件だけです。となると、あわびは極めて少数という要件はおそらく満たしているだろうと思います。

ですから、今までの 2023 年の時の予見可能性からいくと、もし今度ピスタチオが入っても、あわびがおそらく削除になるだろうというふうに思っていたことがあります。

どうしてこのようなことを申し上げるかというと、いったん 28 品数を目安に決めたのに、29 品目にする時にそのまつたけの状況を見てから決める。まつたけはもう 4 回、ショック症例数もないわけですし、上位 20 品目にも入っていないですから、十分要件を満たしているのに、後から様子を見るからと、いうことです。そして、今回のピスタチオの時はあわびは削除しないというようなことになると、せっかく決めたこの考え方の考慮事項がその都度変わってしまいます。そうすると、予見可能性が崩れてしまうということにもなりかねないということになります。

また、29 品目数ということですけれども、これまでの義務表示と推奨表示を合わせた品目というのは、これを図とかピクトグラム、それから表で示している任意表示で情報提供が行われることがあります。

例えば PB 商品の中でも、文字を 28 個書いて、それに該当するものを黒く塗ったり、ピクトグラムで該当するものに丸を付けたりとか、ベビーフードなどでいろんな任意表示の取り組みがあります。この任意表示は、平成 13 年は 24 品目ですし、その後も、25 とか 27 とか 28 だと、全部その表にする時に 27 品目の時は 9×3 ですし、28 品目の時は 7×4 です。29 品目は素数なので表にならない。

そうなっていくと、たとえばその PB 商品で取り組みを進めてきたところが、これからはやらないという話も出てきているわけなのです。食品表示の対象品目を 28 品目でやるという

ことをいったん決めていて、それで表を作っていくということも予見可能性の一つなのですけれど、それが 28 品目よりももっとこれから増えていく時に、例えば二つ増えて 30 品目だったら、 10×3 ができるかもしれませんけど、どんどん増えていくと、表も多くなるし、ある程度削除要件をいったんきちんと作っていこうというふうに言っていたわけなのです。そのことに対して、専門家の会議でその対象品目についてきちんと話し合われたのかと毎回傍聴しているのですけれども、対象品目については検討されていないというように思います。交差反応性についてはもちろん検討されていますけれども、対象品目が例えば 29 品目になることの影響を受けるのは消費者と事業者です。事業者は作る側ですし、消費者は見る側ですけれども、例えばかつてはアレルギーの患者会ですとか、それから食品産業センター等の事業者団体の方が委員にいらっしゃったのですけれども、そういう方がいないので、表示の見やすさが検討されていないのではないかというふうに私は少々懸念をしております。

これが今度また 31 品目になったり、30 品目になるとどうなるのか。ますますその任意表示の表がなくなっていくと、それを目にする機会が少なくなってくるということを少々懸念しているということなのです。

○多田課長補佐 御意見ありがとうございます。まず一番最初にお話ししたいのは、アドバイザーミーティングで話していないのではないかというご指摘は当たらないと考えています。というのは、前回、令和 6 年度の結果を出した時にここの削除する考慮事項に該当するものがありやなしやということをアドバイザーミーティングの中で検討していて、現時点においてはないというような結論を得ています。あわびについても、該当していないということで整理をしている状況です。

もう一つ申し上げたいのは、生命に関わる表示になりますので、より安全側にということを我々は考えております。これがもし表示されているだろうという前提で消費者が見て、該当のアレルゲンが入ってないと思って食べて、いつの間にか表示事項から削除されていたことで、アレルギー症状が出て死亡事例が出るということになると、表示の意味が、表示の前提が崩れてしましますので、そういうことがまずないように、より安全側に立っていると考えています。

○湯川座長 まず森田委員、今の説明でよろしいですか。

○森田委員 それでしたら削除する際のこの考慮事項というところの考え方で、極めて少數というような書き方ですとか、そういうふうなことをいったん言っているわけですが、あわびの 1 件が「極めて少數」であるのかということを詳細には検討していないのではないかと思います。1 件をどういうふうに捉えるか。4 回の中の 1 件が極めて少數なのかどうかということも含めて、そういうところを検討していただいたらいいのですけれども、いつ

たん28品目目安の考え方を示して8ページのように出されていたのに、次の時に違うような判断になってしまふということはいかがなものかと少々思ったわけでございます。ですけれども、御説明いただいたということで結構でございます。

○湯川座長 次は瀬川委員、その次は阿部委員の順でお願いします。

○瀬川委員 瀬川です。アレルギーのことではなくて、今まで資料1、2、3を見てきました、各資料の最後にスケジュール表が付いておりました。例えば資料1でしたら24ページ、資料2でしたら18ページ、資料3でしたら15ページになるのですが、スケジュール表をつけていただいていて非常に分かりやすくていいのですが、事業者が今後スムーズな対応をするにはこれらのスケジュール表を1本化して、事業者が準備しやすいうように都度更新をかけるような工夫を検討していただければすごくありがたいと思って発言させていただきました。

○多田課長補佐 承知いたしました。

○湯川座長 他はよろしいですか。それでは阿部委員、お願いします。

○阿部委員 先ほどのアレルギーのお話ですが、森田委員がおっしゃることもすごく大切なことだと思います。しかし、アレルギーの問題はやはり件数の問題ではなく、それぞれの食品がどういうアレルギーを起こすのか、それに対してどう治療するのかということと、例えばあわびのように一見してあわびと分かるものと、色々な食品に加工されて入っているのに気が付かないでアレルギーショックを起こすものなど、食品によっても直接口にするときの状態は違います。

私もアレルギー研究会やアレルギーに多職種が関わる日本アレルギー疾患療養指導士認定機構の役員をさせていただいているが、このような中で、特に、アーモンドやカシュー、ナッツなどのナッツ類のアレルギーに関しては、ここ数年、すごく複雑な症状を示す患者が多く報告されています。アレルギー研究会の中でも、ナッツ類に関しては早く表示を検討してもらいたいという意見がここ数年ずっと出ていました。このアドバイザーミーティングに参加されている先生方は、いろいろな場面で直接治療もされていますし、実際の死亡事故なども見てらっしゃる先生方なので、アレルギーの重要性をより一層感じていると思います。件数だけを見ると多い、少ないになってしまいますが、例え1件であっても、それに関して非常に重篤な問題を抱えているということもしっかりと踏まえた上で、慎重に検討していただきたいと思います。先ほど森田委員からまつたけの話の中で、本当にそれが削除されていいものかどうかという議論を慎重にやってくださいという話があったと思いますが、今後に関してもやはり件数だけではなく、幅広い科学的な知見や、特に治療方針も変わってきていて、

アレルギーによっては、件数は多くても、大人になつたら改善できるアレルギーもたくさんあれば、生涯付き合わなければいけないようなアレルギーもあって、すごく多様化しており、それに対する治療も多様化しています。このような全体的なところを見て、アレルギー表示についてもしっかりと対応していただいて、しっかりと皆さんのが分かるように説明していただくということがすごく重要と思いました。今後も本当に人の命を守る大切な表示ですので、慎重に検討していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○湯川座長 ありがとうございます。要望ということで消費者庁からの回答はよろしいですね。他はいかがでしょうか。加藤委員。

○加藤委員 今のアレルギーの話に関してですが、先ほど説明を聞いて、いろいろ分析手法も高度化してきているというような話であつたり、人体の状況もいろいろとどんどん変わっているようなところがあるというふうに思います。

そういう意味で、総数でいくつということを決めることについて、先ほど阿部委員が言ったようなリスク等も発生する可能性があると思いますので、外すか外さないかについての慎重な議論は必要だと思いますけれども、総数でいくつというところの枠を決めてしまうような考え方ではない方がいいと思います。28品目が目処というようなことで、それを前提にするということを消費者庁がここで書いていらっしゃるのであれば、今後を考えていくとそこは逆に目安とするというような記載の方を修正するべきところなのかもしれませんという気がします。

むしろ、そういうものが見つかったのであれば、躊躇なく足していく。目安という言葉にとらわれることなく足していくということの方が、生命の危険性をいかに排除するのかということを考える上では重要なと思いますので、ご検討いただければと思います。

○多田課長補佐 ありがとうございます。おっしゃるところがあると思いますので、あくまでもアドバイザーミーティングの臨床医における現場の所感であつたり、そういうものがこう反映されているというふうに認識していますので、そういうことも含めて、しっかりと議論していきたいと思います。

○湯川座長 ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

もしよろしければ、消費者庁から示していただきました、アレルギー表示の改正案を了承したいと思います。ありがとうございました。

予定の前半が終わっているのですが、時間的には1時間20分しか経っていませんので、もう少々議題を進めて、それで休憩を入れようかと思います。よろしいでしょうか。

では、説明者の交代をしていただきまして、次、資料4に入ります。

こちらは加藤委員からご苦労いただきましたデジタルツールの関係になります。まず、事務

局から説明をお願いいたします。

○坊衛生調査官 消費者庁の坊でございます。資料4-1、食品表示へのデジタルツール活用検討分科会取りまとめ概要でございます。ここからは食品表示基準の改正というわけではなく、今進んでいる内容について、今回分科会の取りまとめが終わりましたので、その報告という形でございます。

1ページ目でございます。

こちらも懇談会の取りまとめ（3）のところで、食品表示へのデジタルツールの活用についてという形で、令和5年度の食品表示懇談会で取りまとめていただいた内容になりますけれども、容器包装への表示に代えて代替的な手段によって情報提供を充実させることとした場合の議論を進めていく必要があるとされたこと、新たに管理すべき情報やその情報の管理方法についても議論を進める必要がありますし、情報の管理方法や情報を展開する媒体、デジタルを活用した制度をどのように運営していくのか等技術的な課題についても議論していきましょうという形で、（6）のところで、令和6年度からデジタルの活用について分科会を設けて議論していくという形で、令和6年度から分科会で議論されてきた内容でございます。

2ページ目でございます。

デジタルツール活用のビジョンという形で、こうなるということが決まっているわけではございませんのであくまでイメージですけれども、委員の皆さん方にデジタルツールを活用するとこのような形になるというところを分かりやすくお示しさせていただいている図になります。

現行のパッケージについては、様々な一括表示が書かれておりまして、そのような中、一括表示の一部を、デジタルであればQRコードに代替させていただいて、その他の部分では、表示を大きくできたりするというところがありつつ、QRコードを見ていただきますと、画面の方で表示が見られるというものです。こういう形でデジタルツールを活用して、表示を見ていくというような形の議論をしているところでございます。

3ページ目でございます。

海外での食品へのデジタル活用の取組みについては、懇談会の方でも御説明させていただいておりますけれども、食品表示の国際基準を定めるコーデックスにおいても、テクノロジーの使用に関するガイドラインが採択されておりまして、そういったところも踏まえながら議論していくという形でございます。

おさらいになりますが、そのガイドラインにおいては、「食品の名称、安全及び栄養に関する食品情報並びに管轄当局が決定するその他の義務的な食品情報は、テクノロジーの使用のみに提供されるべきではない」ということでございまして、要するに名称や、安全、栄養に関する食品表示情報は、容器包装にも表示すべきであって、その他については各国で決めてください、というようになっているという形でございます。したがいまして、名称につい

ては食品の名称、安全についてはアレルギーや期限表示、そして栄養については栄養成分表示という形でございますが、そういうものについては容器包装に残しつつ、その他については各国で決めていくというところでございます。

その他、このガイドラインが出たことによって、中国や韓国で義務表示の代替としてのデジタル活用について法制度の整備を進めているという状況でございまして、今こちらは調査を行っている最中でございますので、調査結果が出ましたら、また懇談会の方でご報告したいと思っております。

続きまして、4ページ目でございます。

デジタルツール活用検討分科会で、こちらのメンバーの方で進めておりまして、小川先生には委員として、加藤先生には座長をやっていただいておりまして、このメンバーで技術的な課題について議論させていただいたところでございます。

スケジュール的には、令和6年10月から今年11月14日までの7回で、しっかり御議論いただき取りまとめまで行かせていただいたというところでございます。

どういったことを議論させていただいたのかというところが、5ページでございます。

技術的な課題を議論するという形で、技術的な課題その①として制度運用のためのメリットやデメリット、制度上求めるべき水準の整理、技術的な課題その②として、表示のためのデータを一元管理するのか、分散管理にするのか、技術的な課題その③では消費者が表示にアクセスするために使用するツールについて、詳細な課題として1対1対応の具体的な方法、食品表示のために保管するデータの範囲、広告等その他の情報との棲み分けルール、監視可能性についてのルール作りという項目について、丁寧に御議論いただいて、一定の取りまとめをさせていただいたところでございます。その取りまとめ内容について、次のページ以降で説明させていただきます。

6ページでございます。

まず、制度運用のためのメリット・デメリットというところでございます。こちらにつきましては、このような形で整理させていただいております。例えば、消費者のメリットとして、容器包装の義務表示事項をデジタル表示に代替すると、容器包装上に残る情報、コーデックスを準拠しますと安全と栄養は残りますので、安全であったり、栄養であったりという表示が更に見やすくなっていくのではないかというところでございます。

その他、デジタル表示に代替する義務表示を統一フォーマット化する。要するに基本的にスマホで見られるようになってきますと、容器包装ではなくスマホの画面上に表示されるようになってきますので、義務表示として書いている内容、事項は同じであっても、商品のパッケージごとに表示の仕方等が異なっておりますので、そういった形で見にくい部分も統一フォーマットになるので見やすくなるのではないかと思います。現状、容器包装がだんだん小さくなってきておりますので、一括表示で見にくくなっている部分もあります。そういったことがデジタルであれば解決できるのではないかというところでございます。

また、付加価値の部分では、個人ごとの具体的な目的に応じたカスタマイズが可能になり、

そしてデジタルですので、文字以外の画像や動画といった情報も表示できるようになるということです。その他、容器包装の義務表示以上の情報が公開される可能性もあるのではないかという点が、消費者のメリットだと思います。

一方、デメリットとしては、やはり一番はスマホなどのデジタル端末がないと表示が確認できないことがあります、また、スマホを使おうとすると、スマホを商品にかざす必要があり、情報を得るために一手間が増えていくというところが消費者のデメリットとしてあります。

食品表示自体は、今であれば容器包装にありますので、何気なく目に入るということはあります、デジタルツールに代替したものについては、目的を持って見ようと思った人しか見えないということになるのがデメリットでございます。

一方、事業者のメリットとしては、あらかじめ容器包装に表示する必要がなくなるため、原材料の重量順や原料原産地などの変更による容器包装の表示の変更が必要なくなり、包材の表示に縛られない原料調達が可能になる可能性があるというところでございます。

現状、容器包装に表示した内容を、容器包装を改版して簡単に直すことがなかなか取れない形でございますので、一度表示してしまうと、表示にとらわれて調達をするということが現状だと認識しておりますので、そうではなく、あくまで調達に合わせて表示をしていくことが可能になるのではないかということでございます。

その他、あってはならないかもしれません、現在、表示のミスをした場合に簡単には直せず、商品回収という形につながっていることがあります、デジタルであれば、情報を修正することが可能になりますので、そういった回収が必要なくなるという点が事業者のメリットです。

その他、いろんな付加価値の面においては、今、ペットボトルであればラベルレスというところが環境問題という面で進んでいますが、ただ一括表示自体を付けなければならぬという点がありますので、そういったところでデジタルツールを活用してラベルを小さくすることによって、環境負荷の軽減が可能になるという点もございます。

その他、デジタルを通じて消費者がアクセスしていきますので、事業者の側からすると、関心等々も調べられてマーケティングに活用できるようになります。また、事業者側が出したい情報を合わせて提供することが可能になっていくのではないかという点がメリットでございます。

一方、事業者にとってもデメリットがあります。今まで容器包装に書いていたことを今後デジタルで管理していくことになると、デジタル表示をするための管理費用や、そのための人材が必要になりますので、データの管理、人材育成等、さまざまところで費用等々がかかってくるということでございます。

また、行政側からすると、あくまで義務表示の代替でございますので、食品表示の監視自体も可能にしなければならないため、デジタル表示であったとしてもしっかりと監視ができるような仕組みを構築していく必要があるという点がデメリットとしてあります。

このメリットとデメリットを踏まえまして、次のページ以降で、先ほどの取りまとめ内容に

沿って、取りまとめさせていただいたところでございます。

7ページになります。

先ほどのメリットとデメリットを踏まえた上で、制度上求める水準をどうしていくのかということですが、まずこのデジタルツールを活用した表示は、前提としまして、必ずデジタルツールによる表示を行ってくださいというわけではなく、もちろん容器包装に表示をしていただくのが原則という形でございますので、選択肢として、デジタルツールを活用したい事業者においては、デジタルツールを活用した表示も行っても良いという形で、実施するかどうかは事業者に委ねられております。そういう観点からしますと、現時点で既にシステム等を導入し、表示内容をデータ化している事業者をターゲットとして制度設計していくことが良いのではないかという形で取りまとまっているところでございます。

次の8ページでございます。

こちらについては、表示のためのデータ自体を一元管理するか、分散管理にするかという議論をしていただいた結果ございます。こちらの図を見ていただきますと、集中管理型が一元管理になり、分散管理型が分散管理というところでございます。一元管理というものは、基本的に食品表示のためのデータベースを作させていただいて、そこにデジタルツールを活用した表示をされる皆さんに表示のデータを入れていただいて、その表示のデータに消費者がアクセスして見ていくというのが一元管理という形になります。

ただ、この食品表示データベースを作るとなると、まず作るための費用や、それを運用、管理していくための費用や人材が必要になりますが、なかなか国でそういうことを手当てすることが難しい中、事業者が協議会のようなものを立ち上げて進めていくというやり方もないわけではありませんが、現実的になかなか難しいのではないかという議論になりました。そうであれば、分散管理を進めるべきだろうということとなり、データ自体は各々の事業者に管理していただき、その事業者が管理しているデータを消費者の方が見ることができるようすべきという形で、一元管理をするのか分散管理にするのかという議論については、分散管理により制度設計していくという方向で意見がまとまっているところでございます。

次の9ページでございます。

消費者が表示にアクセスするために使用するツールはどうするか（実施方法の議論）というところでございます。こちらについては、デジタル表示を何で見るかというところでございますけれども、小売店などで端末を用意してもらうやり方もないわけではありませんが、さすがに小売店の負担も大きく、なかなか難しいということでございます。現在、スマートフォン自体は全ての皆様が持っているわけではありませんが、ほぼ大半の方がスマートフォンをお持ちだということですので、アクセスする端末としては個人のスマートフォンを使うという形で考えていくこととして取りまとまっています。

その他、スマートフォンを使って、何をキーに表示にたどり着くのかということですが、現状の商品であれば、ほとんどのものにJANコード（バーコード）が付いているので、それを

使う方法もないわけではありません。しかし、事業者ごとにデータの管理場所が異なる分散管理をするとなると、食品表示のデータがどこに保管されているのかという URL、場所自体もそのコードの中に埋め込まなければいけない中で、現状の JAN コードにはそれらの情報を埋め込むことができないため、そうなるとやはり二次元コードいわゆる QR コードで対応するのが現実的であるという形でございます。

したがいまして、通信障害の問題などは考えなければいけませんが、分科会としてはスマートフォンを活用して、二次元コードから情報にアクセスしていくという形で意見が取りまとまつたところでございます。

ここからが詳細な課題という形で 10 ページでございます。

まずは 1 対 1 対応の具体的な方法になります。今までに決まったところですと、スマートフォンを用いて、二次元コードを読み取って、表示にたどり着くという形ですけれども、このたどり着き方は、この 1 対 1 対応の具体的な方法というところでございます。

こちらのパターン①、パターン②、パターン③の絵を見ていただきますと、パターン①というのは、スマホで QR コードを読み取れば、いきなりその商品の表示にたどり着けるという形になります。パターン②というのは、スマホで QR コードを読み取り、いったん商品のページに行った後に、今手元にある商品が同じ種類の商品のうちのどの商品に当たるのかを、期限表示等で選んでいただくという形になります。パターン③は、選択式ではなく、わざわざ消費者の方に入力していただくという形でございます。

この 3 パターンが考えられる中、どういった形で取りまとめていくのかということですが、12 ページまで飛んでください。消費者の利便性を考えますと、パターン①で QR コードを読み取ればそのまま表示にたどり着くというのが一番手間が少なくていいのですが、メリット・デメリットのところで話しましたとおり、事業者のメリットとしては、やはり現在、表示内容が変わるたびに、容器包装の改版が必要になるところが、デジタルツールであるとデータ自体を修正するだけで済むのではないかという部分がございます。しかし、パターン①の場合、QR コード自体を先に容器包装に印字することになると、表示が変わる度に QR コードを変更する必要があり、容器包装の改版が起こってしまいますので、事業者にとってのメリットがそもそも失われてしまうのではないかというところでございます。一方、パターン②であれば、いったん商品ページに飛びまして、その中から今手元にある商品を選んでいただくという形でございますので、規格が変更になって表示が少々変わっても、新しい表示のデータを作っていただいて、この期間で製造した分については、こちらを選んでくださいという形にすることによって、改版の必要がなくなるのではないかということでございますので、この分科会の結論としては、パターン①、パターン②のどちらでも良く、パターン②まで許容範囲とするという形で取りまとまつたところです。パターン③については、さすがに消費者の方に入力していただくというのは、消費者の方の負担が大きすぎるため採用されませんでしたが、パターン①が望ましいものの、事業者の利便性等を考えるとパターン②を採用することも可能とすることで、意見が取りまとまっているところでございます。

ただ、その中でも、消費者にとって表示までたどり着きやすい方法については、しっかり消費者庁において詳細なガイドラインを設けて検討していくという形でまとまっているところです。

13 ページでございます。

食品表示のための保管するデータの範囲でございます。こちらにつきましては、あくまで消費者の方に表示情報を見ていただくために、どの範囲のデータを準備するのかというところでございます。基本的には現在の食品表示基準の義務表示事項になっているものが考えられます。

先ほどのアレルギーの議題の際に特定原材料に準ずるもののように、表示が推奨されているものであったり、その他、基準に規定はないですけれど、事業者が自主的に消費者の利便性ために表示されているもの、例えば調理方法や使用上の注意であったりがある中で、どこまで保管するデータの範囲とするべきなのかという議論でございます。ただ、こちらにつきましては基本的には、今後の拡張性や、事業者が伝えたいことになるべく伝えられるようにすべきだというところを考慮して、幅広く取っていきましょうという形で議論されているところでございます。ただ、データの範囲を決める際に入力方法や、そもそも、義務表示については該当するデータがないという場合はないかもしれません、幅広く取っていくと、ないデータもある場合もございますので、そういったものの対応等についても、やはり詳細な統一したルールを定める必要があるのではないかというところでございます。

14 ページがまとめですけれども、将来を見据えながら、義務表示に必要な情報に加えて、事業者が自主的な取り組みの一環として表示しているものや、消費者の利便性や安全性に関わる情報については、幅広く保管可能な制度設定とすることで取りまとまっているということでございます。その他、保管方法に関するルール等については、消費者庁において詳細なガイドラインを作成していくことで取りまとめられております。

続きまして、15 ページです。

こちらは広告との棲み分けのルールということでございます。先ほど QR コードを読み込んだ際に、いったん商品ページに飛ぶことも可能とするという形となっておりますが、この商品ページに広告を入れていいのかどうかという議論でございます。

現状であっても、ホームページ等々をご覧になる際に、ホームページに遷移すると、まずポップアップが出てきたりしたご経験があると思いますが、そういった形でそのページにポップアップ広告や、広告を出すのが適切なのかどうかというところでございます。

こちらでお示ししているものは、広告のパターンとして適していない例となっております。二次元コードを読み込んだ先の WEB ページの画面でポップアップ広告等の広告画面が表示されると、義務表示情報とは関係のない情報に誤って誘引されたり、義務表示情報にたどり着くためにポップアップ広告を消すなど、様々な手間がかかります。あくまで義務表示を見るための仕組みでございますので、そういったものについては適しているとは言えないのではないかということでございます。

16 ページでございます。

一括表示画面での広告についてですが、一括表示にたどり着いた後の広告はどうしていくのかというのがこの議論でございます。こちらについても望ましい例と望ましくない例をお示ししておりますが、一括表示の間に広告が出てくるというのは、見やすさの観点から、望ましくない例としてあげております。やはりこの表示自体は、まず一括表示を見ていただくことが大前提ですので、一括表示より先に広告が出来ること自体はあまりよろしくないのではないかと思います。ただ現状の容器包装においても、一括表示の周りに広告を出すこと自体は妨げられておりませんので、そういった意味からも、一括表示の最後に広告や専用のページのタブに広告があること自体については構わないのではないかというようなところでございます。

17 ページでございます。

こちらについては、消費者に有益な情報をどうしていくのかというところの議論でございます。現状の一括表示においても、消費者の選択に資する適切な表示事項を枠内に表示することができると、食品表示基準でも定められておりますので、そういった観点から、消費者に有益な情報については同じ画面で提供してもよいというところでございます。

それを踏まえまして、取りまとめでございます。18 ページです。

現在の容器包装においても一括表欄外には広告表示されている実体があることを踏まえますと、本制度において一切の広告表示を禁止するものではありませんが、広告が先に出たり目立ったところに広告が出現し、一括表示の情報を消費者が視認することを妨げることがないように、広告等を掲載する場合は別枠を設けるであったり、食品表示を優先して確認できる位置に表示する等の望ましい例を、消費者庁においてガイドライン等の作成を検討しながら整理していく形で意見が取りまとまっているところでございます。

次は 19 ページでございます。

こちらについては、監視可能性についてのルール作りについてでございます。

基本的にはこのデジタルツールを活用した表示につきましては、あくまで義務表示の代替という形ですので、行政として正しい表示をしているかどうかの監視が必要になってきます。その中で、現在であれば、容器包装の表示が間違っていた場合は、容器包装自体の表示を直すことになりますので、間違っていた表示自体が証拠として残っていると思いますが、今後デジタルツールを活用していくと、データを直すだけで修正できてしましますので、言葉は悪いですが、さらっと直してしまうことが可能になるということでございます。そうなってしまうと、消費者にとっては、自分が見ていたものが合っていたものだったのか、間違っていたものだったのかが分からなくなってしまいますし、また、行政側からすると、直されたことについてはよいのですが、その直す前はあくまで食品表示基準上で間違った表示があったわけですので、そういったことをきちんと把握できないといけないので、やはり修正した場合については、きちんと修正履歴を残していただくことが必要になってくるのではないかという形でございます。

そういったところを踏まえまして、20 ページでございます。

行政機関が適切に対応できるように、修正履歴の保管を一定の要件化する方向で制度設計する。要はデジタルツールを活用した表示を行うには、修正履歴もしっかりと保管していただく方向で制度設計をしていくという形で、意見が取りまとまっているところでございます。また、データの修正履歴の示し方や保存期間については、消費者庁においてしっかりと検討してくださいという形で意見がまとまっているところでございます。この議論についてはこういった形で取りまとめさせていただきまして、次の 21 ページが、今説明したことをまとめたものになります。

21 ページをお願いします。

基本的には、デジタルツールを活用した表示を行うかは、事業者が判断する。必ずデジタルツールを使いなさいというわけではなく、行うか否かについて事業者にお任せするものであります。データの管理方法については一元管理ではなく、分散管理で行っていく。アクセスするために使用するツールは、個人が所有するスマートフォンを使用して二次元コードを読み取る方式にする。食品表示のために保管するデータの項目については、消費者ニーズに応じた様々なサービスが展開される可能性を考慮しながら、義務表示に必要なデータよりも幅広く保管するような枠組みとしていく。あとは、広告とその他の情報との棲み分けであったり、行政機関が適切に監視できるようなものであったりについてはしっかりと決めてくださいという形でございます。

それを踏まえながら、デジタルで食品情報を表示する場合の様式例や、データベースにデータを入力する際の統一したルール、デジタルの利便性は確保されつつ、消費者が食品表示の情報を視認することを妨げない広告等の例等について、消費者庁においてガイドラインを作成するという形で分科会として取りまとめさせていただいたところでございます。

最後 22 ページ。今後の検討課題でございます。

今年度においては、分科会において技術的な課題の方向性について取りまとめていただいたところです。来年度は、今年度の分科会で取りまとめた技術的な課題に関する運用について、消費者庁の方でガイドラインを作成していく予定としております。

その他、食品表示懇談会におきましては、そもそもとしてどの表示を容器包装に残して、どの表示をデジタルツールの活用で代替可能とするのかという議論自体が行われておりませんので、その議論をしていく必要があるというのが今後の検討課題というところでございます。

23 ページでございます。

令和 8 年度以降の進め方についてでございます。今後、事業者が参考になるような詳細なガイドラインや仕組みのためのマニュアル、取扱説明書、ガイドライン。どのような名前になるかはまだ決まっていませんが、そういったものの作成を進めていくというところでございまして、消費者庁において、それを作り、実際の検証をした上で、望ましい情報提供の方法として様式例を示していきたいと思っているところでございます。

したがいまして、分科会の方向性に沿ってガイドラインを作成し、その他、先ほど申し上げました通り、基本的には容器包装に表示をしなければならない事項と、デジタルツールを活用し、代替可能な事項についての議論を懇談会の方で行っていきたいと考えているところでございます。

デジタルツールの活用についての説明は以上でございます。

○湯川座長 ありがとうございました。加藤委員と小川委員から補足がありましたらお願いします。

○加藤委員 こちらのデジタルツール活用検討分科会の座長をさせていただきました加藤でございます。小川委員も一緒に委員として参加していただいたので、とりあえず小川委員の意見も踏まえつつ話をさせていただければと思っております。

こちらのデジタルツール活用検討分科会としては、食品の容器包装の表示に関して、デジタルツールを使うということありきということではなく、今、大きな流れとしていろいろな分野でデジタルツールを活用することが増えてきている状況を踏まえた議論をしました。実際にこの食品表示に関して、デジタルツールを使うということになった場合に、どのような問題が生じてくるのだろうかということを技術的な観点からしっかりと検討するということを、まずこの分科会では行なってきました。

そういう意味で、最終的にどの項目を容器包装に残し、どの項目をデジタルで代替可能にするのかというような本質的な問題は、デジタルツール分科会の方では検討しておらず、こちらの懇談会で検討させていただくというものだというのが、まず大きな前提だと捉えていただければと思っております。

その上で、実際にこの食品の表示に関するところのデジタル化ということに関しては、今、消費者庁の方から丁寧に説明があった通りでございますけれども、すでにBtoBのところでデジタル化に基づいて情報交換がされているという状況になっております。そこで、BtoBのところでのデジタル化がどのように行われているのかということについて、初年度しっかりと話を聞いて、そこから見えてきた問題点等を踏まえて、実際にBtoCのところでデジタル化をするのであれば、どのような問題点があるのだろうかということをいくつか項目出しをして、分科会で何回かに分けて検討するというステップで進めさせていただいたということをまずご理解いただければと考えております。

そういう意味で、5ページのところに制度実現に向けて考えられる詳細な課題という形で四つの課題というものを挙げています。これで、全てを網羅できているかどうかというのは、若干この後も問題が残るかもしれませんけれども、今の時点では想定され得るものとして、この四つは少なくともチェックしておくべきことであろうということで、取り上げた四つの項目だと見ていただければ結構かと思います。

実際にデジタル化を進めていくということになった場合に、今の大きな流れの中で、いろい

ろな分野でデジタル化が進んでいるのですけれども、そのデジタル化というのは、メリットもあればデメリットもあるわけですし、このメリットというのが消費者において発生する場合、事業者において発生する場合というものがあるだろうというものが6ページに示されています。合わせて、1番最後のところでも話がありました監視可能性というようなことを考えた時に、消費者や事業者だけでなく、行政として考えた時にもデジタル化をすることによって何らかの問題点が発生する可能性もある。ないしは、それをしてことによって、いろいろ監視がしやすくなるというようなこともあるのだろうと考え、このデジタル表示をしていくということを考える場合に、多様な観点や切り口から整理する必要があるのだということを改めて感じた次第でございます。

四つの項目に関して御説明をいただいたところではありますけれども、大きなポイントとして、それぞれ大きな方向性を示したことです。具体的に実現をさせていく場合には、より詳細なガイドラインを策定していく必要があります。そのガイドラインの策定に関して、分科会の中で、これまでにも消費者庁がいろいろ取り組んできた時にやっていただいたように、実際の店頭でそのガイドラインがどのように活用できるのかということを実証した上で、そのガイドラインが適用できるものなのかどうかということを考えてほしいという意見が、小売業者の方々からありました。そのあたりはガイドライン策定のプロセスとして、しっかりと実施していただけるということを、消費者庁の方から言っていただけましたので、ぜひそこを進めていただきたいと考えているところでございます。

また、23ページの令和8年度以降の進め方の一番最後のところに書かれている内容なですけれども、これは食品表示に関して、いろんな情報がたくさん書かれていると思いますが、それが実際に消費者の方にどのように伝わっているのかというのが、消費者教育に非常に重要だということが、これまでの懇談会でも言わっていたかと思います。これがデジタル化することによって、一目で見ることができず、もう一歩向こうに行ってしまうということになることで、より一層デジタル化というものに対する理解をしてもらわなければ、デジタル表示に変えたことのメリットが逆にデメリットになってしまう可能性があるかと思います。このあたりの気配り、目配りが、このデジタル表示を考える上で非常に重要な小川委員がおっしゃっていたところですが、これは非常に重要な観点だというふうに感じた次第でございます。

現在、いろいろまとめていただいたところではございますけれども、議論の過程で、多様な意見がありました。消費者関連の方や製造事業者の方、いろんな意見がありました。製造関連でいきますと、中小事業者がこういったことに取り組む際のコストの問題等もいろいろあって、それも考えながら、こちらの資料4-2の取りまとめの12ページ以下のところに、実際にどのような議論が行われたのかについて、消費者庁の方でまとめていただいておりますので、全体として取りまとめているところと、その取りまとめいくにあたってのいろんな意見やプロセス等も踏まえた上で、一定の方向性をもって問題をお示ししてきたということは、私としては非常にうれしいことだと思っておりますし、それを踏まえて懇談会の

方で議論を進めていただければと考えている次第でございます。よろしくお願ひいたします。

○湯川座長 ありがとうございます。小川委員からはよろしいですね。非常に詳細な補足がありましたので、それらを踏まえまして、廣田委員、お願ひします。

○廣田委員 全国消団連の廣田です。御説明ありがとうございました。また加藤先生に丁寧に補足をしていただいたので、とてもよく分かりました。

取りまとめ概要としての内容はよく分かりましたし、詳細は今後検討されるものとして、またありきではないというところも含めまして、大変よく分かりました。その上で二点ほど、意見・要望を申し上げたいと思います。

まず、食品表示の代替手段として、このデジタルツールがあるという前提で考えますと、スライドでいろいろなパターンで例示していただいたので、広告との棲み分け等も分かりました。商品によってサイズ感の違いや、QRコードが複数ある場合といった様々な場面を想定すると、表示にたどり着く入り口案内のような、できれば共通の文面や表現で「表示の詳細はこちら」というような案内が容器包装にあれば、消費者は迷うことなく食品表示にたどり着けると思います。様々なパターンがあっても、ここが入り口だというように分かるようにしてくださいれば、文化として消費者に浸透するのではないかという思いを持ちました。共通理解できるものとして今後発展するために、そのようなことを検討していただけたらいのではないかということ、それがまず一点でございます。

それと、複雑な問題と思われますが、今後、何を容器包装に残し、何をデジタル表示に変えていくかという内容につきまして、2ページ目の例は、あくまで事例だとは思うのですけれども、原材料名は、やはり消費者にとってはアレルギー表示や期限表示に準じて、栄養の取得や健康の保持にもつながる重要な情報なので、これは容器包装上に残すべきだと今の時点ではそのように考えています。

売り場でスマホを掲げることが当たり前になんて、スマホを車に置いてきてしまったり、表示を見ようとしたがバッテリーがないときなど、原材料が容器包装でひと目で見られないというのは相当な不便であり、リスクがあると思います。重量順のところで、順番の確認をしたいこともある。そういうことを踏まえて、やはり原材料名は容器包装上に必須ではないかというふうに、今の時点で考えていますことをお伝えしたいと思います。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

今お話があった通り、どんなところを包装面に残し、何をデジタルに移すかという議論を今日始めますと、終わらなくなると思いますので、これはご要望や御意見ということで、承りたいと思います。

他はいかがでしょうか。

○島崎委員 JAS 協会の島崎です。内容を非常によく議論されていると、本当に報告を聞いて思いました。広告表示も含めて、緻密な議論がされているというふうに思いました。

僕は心配事が二つあり、まず一つは実際にQRコードをスーパーマーケットで本当に消費者の方が見てくれるかということを少々心配しています。例えば、ゆっくり買い物する人もいますが、晩ご飯の時間に追われて買い物される方がいっぱいいるので、スマホをかざして本当に見てくれるかなと思います。もう一つがやはりコストの問題です。これは事業者の話ですけれども、コストの問題がどこまでかかるのかというのが想像が少々つきません。費用、人員、その他が書いてありますけれども、もしも大企業で、膨大な費用がかかっても包材とペイするということであればいいのですが、もしかしたらかえって高くなると、そこには魅力を感じなくなるのではないかと思います。具体的なコストの話をされていないという理解でよろしいでしょうか。

そういうことであれば、今後このコストの問題は大きな問題になるのではないかと考えています。また、中小企業がコスト面でデジタル表示に取り組めないとなると、容器包装に表示をします。陳列棚に同じような商品があって、右側にはQRコードがついていて一部の食品表示がデジタルの商品で、左側には容器包装に食品表示がすべて表示されている商品があった場合に、消費者はどっちを選ぶのかというのも少々気になります。もしも消費者の方が容器包装に書いている方を選べば、デジタル表示をやったとしても、あまり浸透していかない可能性もあるというふうに考えています。私の心配事だけを述べさせてもらって、特にここについては議論しましたというのがあれば、ご報告いただければと思います。以上です。

○坊衛生調査官 コストについては、おっしゃる通りだと思っていますが、そもそも制度自体の詳細がまだ分からぬ中で、コストがどうなるのかというところは、どこの企業さんも気にされているというところでございます。

したがいまして、コストの話も含めまして、事業者にとってデジタルツールを活用した表示を行うメリットがどこまであるのか、消費者にとってのメリットとの、整理がつくところでという制度設計になってくると思います。要はどちらにとってもメリットが薄いとなってくると、なかなか浸透はしないと思っていますので、そのあたりを考えながら、これから制度設計していかなければと思っています。

○湯川座長 大角委員お願いします。

○大角委員 食品産業センターの大角でございます。

改めて、今後具体的な検討が行われていくと思いますけれども、それに際して、当然のことかと思いますが、改めて申し上げたいのですが、先ほどのアレルギーの話とも通じるところで、その表示の目的や必要性を捉えながらだけだと、どうしても表示事項が増えていくと

いう方向になってしまふ懸念があると思います。

そういう中で、消費者にとっての分かりやすさは表示が多ければ多いほど良いというものではないかと思いますので、消費者にとっての分かりやすさ、また、事業者にとっての負担、中小企業の方々も含めて、事業者にとっての負担をいかに軽減していくかということも総合的に判断いただいた上で、今後の検討を進めていただきたいと思います。改めてよろしくお願ひします。

○湯川座長 ありがとうございました。オンラインで参加されている中村委員、今までの議論について、何か御意見、御質問等がありましたら、お願ひします。

○中村委員 中村でございます。前半の方はもう議論の通りで、今のデジタルツールのお話に限って、スーパーマーケットの現場でお客様が本当にスマホをかざして食品表示をご覧いただけのかどうかというようなお話が出ておりました。私どもが考える基本的な考え方としては、やはりお客様のお食事の材料を提供している中で、健康ないしは生命に関わるようなところについてはデジタルがいくら発展しても、そこはやはり現物につけるべき、これは注意してくださいという注意喚起も含めてやるべきところをやろうと思います。あとはどう売るかという、売るための販売の競争において、容器包装に表示していた方がよくお客様の認識が上がって販売が上がるとか、これは表示してもあまり影響がないというようなものが多分選別されていくものだろうと考えております、そういう競争領域については各企業の個社の判断になってくるのではないかなと思います。

ですので、一概にデジタルがいいとか悪いとかというよりも、何にデジタルを使った方がいいのかというようなことを考えていくべきと感じております。やはり使って便利なものは、使うべきだろうし、ただそれでも生命、健康というところに影響があるのであれば、それは別の次元の話ですというようなところで、少し区別していくスタンスがあれば、もっといいと思います。

やはりプラスアルファのサービスであったり、プラスアルファの競争領域とそうではないところという視点がもう少々あれば、より分かりやすくなるのではないかと思っておりました。以上です。

○湯川座長 どうもありがとうございました。次年度以降へのインプットとして承りました。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。加藤委員。

○加藤委員 少し補足的な感じでお話させていただければと思っておりますが、デジタルにすることで、大きな流れとして情報量が減るということは想定されていません。全体として減らしていくというのはありえなく、これから様々な情報を出していかなければいけな

い時に、容器包装では、提供しきれない情報が出てくることがあるということでのデジタル化ということと、容器包装の中のマーケティング的な観点の部分と、消費者に対して、事業者が必ず伝えなければいけない義務的な情報提供が、それによって疎かになつたら絶対にいけないということになるので、そこをしっかりと出すためのデジタル化を考えしていくことが大きな流れと考えています。

今、中村委員の話を聞いていて、私もこの後どうなっていくのかということを考えていくにつれ、今日の前半の資料の中で、例えば資料1の旧JAS法由来の個別品目ごとの表示ルールの見直しをしていただいて、過去のいろんな流れの中で、いろんな苦労をしながら、こういう形で進んできているのだということを理解しています。そうした経緯に対し、初步的なことをお聞きして申し訳ないのですが、多くの消費者目線でシンプルに考えたとき、マヨネーズとサラダクリーミードレッシングという名称で商品が出てきた時に理解できるかという点が気になります。個別の商品名にはマヨネーズと明記されていないのですが、同じように商品棚に並んでいて、一方は名称がマヨネーズで一方はサラダクリーミードレッシングという表記になるというのは将来的に考えても良いのではないかと思います。事業者にとっては過去の歴史があって、マヨネーズ部分とドレッシング部分を分けていたということだと思いますが、消費者は果たしてどこまでをマヨネーズと考え、どこまでをドレッシングとして考えるのかということを考えた時、消費者側の視点で考える線引きと、事業者側の視点で考えるときの線引きはたぶん少々違うのだろうということを感じます。今日の旧JAS法由来の話で、ドレッシングの分類を分かりやすくしていただいたと思っております。今後、デジタル化して消費者がもっともっと情報にたくさんアクセスできるようになると、消費者と事業者の視点の違いが混乱を与えててしまうかもしれないと言う懸念を、今の中村委員の話を聞きながら思ったところがあります。

やはり最終的には消費者への分かりやすさや、消費者に必要な情報をしっかりと伝えること、「消費者に対して」という主語がもう少しうまくこれからの方針性の中で出てくるといふと思ったというところがありますので、少々補足をさせていただきました。以上でございます。

○湯川座長 阿部委員お願いします。

○阿部委員 先ほどの中村委員の話を聞いていて、思ったのですが、商品自体が誰のためにあるかを考えると、やはり消費者のためにあって、表示する情報に限界があるといった時に委員会や検討会の報告を聞いて最初に思ったのは、消費者のメリット・デメリットと事業者のメリット・デメリットから入っていったことがすごく良いと思います。

また、加藤委員がこの結果だけではなくて、どういう議論がされたかということの、内容を読んでくださいとおっしゃったのですが、まさに私たちが使っている食事摂取基準もそうなのです。数字はこう決まりましたと出てくるのですが、決まった数字を理解するのではな

く、なぜその数字がそうなったのかを理解するためには、数字だけでならば数ページ見ればいいのですが、数字を理解するためには数十ページ、何百ページ読まなければいけないです。

でも、それが一番大事だということを私たちは常に言われておりますが、同じことを加藤委員がそのように言ってくださいました。日本栄養士会は、実はこの取りまとめの概要が出た翌日にホームページの業界ニュースで公開しています。管理栄養士、栄養士の方に、ぜひこの過程を読んでいただき、今後に期待して欲しいということをアップはしています。今後、これをどのように消費者に伝えていくかは、伝える側がこの内容を理解しなければいけないと思います。

ですので、やはりこの議論した結果を消費者がどう活用するのか、例えば紙面のものとデジタルのものをどう使い分けるのか、消費者は表面に書いてある情報だけで良いかもしれません、もしかしたらいろんな条件のある個人に関しては、私たちがこのデジタルを見れば、あなたの欲しい情報が入っているので、それを見て使ったらもっと食生活が豊かになりますということを伝えてあげるための情報量が増えます。つまり、消費者が使うだけではなく、消費者がどう使い切れるのかということを専門家が消費者教育をするための情報に最終的にはつながるのではないかということが取りまとめなどを読んで、すごく感じました。ぜひ今後の議論の中で、そういう視点も入れていただきながら、これをなくすとか増やす、これはもういっぱいだからなくすということではなく、これを使える消費者がどこにいるのか、あるいは事業者がもしかしたらこれを載せることによってより消費者に手に取ってもらえるのではないかという方向性で議論を進めていただくと、将来的には非常に良いものになるのではないかと思いましたので、よろしくお願ひします。

○湯川座長 ありがとうございます。瀬川委員、お願ひします。

○瀬川委員 説明ありがとうございました。瀬川です。私の職場の横には、お客様相談室がございまして、フリーダイヤルがかかってきます。フリーダイヤルの内容で結構多いのは、どこで売ってるのですかという内容がかなりのウェイトを占めています。

皆さん、その販売店の情報を非常に困りでして、今の議論を聞いておりますと、どちらかというと、消費前の調理する前への活用へのデジタルツールの活用に目がいっていると思います。実は消費した後に残っている二次元コードは案外お客様の苦労を解決するツールにもつながるということを感じまして、このデジタルツールのニュースの発展が、将来のお困りごとをひょっとしたら助ける大きな力になると思います。質問でもなんでもなくて、このデジタルツールの活用の将来性をお客様相談室という目線で見た時に、僕はいいツールになり得るのではないかというふうに少々感じた次第でございます。

○湯川座長 小川委員、森田委員の順でお願いします。

○小川委員 小川です。今、瀬川委員がおっしゃってくださったデジタルツールの発展は、すごく夢のある話ではないかと、私も分科会に参加しつつ、感じておりました。先ほど、森田委員や阿部委員が、やはり専門家も事業者も消費者も、関係者が一堂に会してディスカッションしたり、理解する活動が大事だとおっしゃったことにも賛同します。デジタル活用は、例えば塾や習い事に行った帰りの子どもたち、未成年の方々も活用してくれる可能性がある話で、確かに令和6年度の食品表示懇談会でも、当時の清水課長が、これから若い世代の意見も拾い上げられるようにとおっしゃった記憶があります。今後、検討していく中で、デジタル活用に長けており実際に活用している若い時代、非常に若い子どもたちは委員には難しいとは思いますが、こども家庭庁の会合では子供たちの意見も聴取されるようですし、幅広い層を交えて意見を集約し、議論することを期待します。どのようなデジタル活用が良いのか、健康や生命を守るという視点と情報の価値を引き出すという両方の視点で議論できるよう、消費者庁の方には予算を確保していただき、良い検討の場を作っていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○湯川座長 森田委員お願いします。

○森田委員 デジタルツールの活用検討分科会も取りまとめまとめてくださってありがとうございました。分科会を傍聴しておりまして、細かいところまでどのような問題点があるのかということを議論していただき、素晴らしい取りまとめを作成してくださったと思っています。

そして、今回の取りまとめ概要ということで、資料4-1が出てきたのですけれど、ちょっと驚いたのが2ページの食品表示へのデジタルツール活用のビジョンのスライドでした。こちらは、確かに分科会の中では出てこなかったスライドだと思います。これだけを見ていると、パッと見た時に一括表示に原材料や添加物もないというふうに見えてしまい、これがデジタルツール活用のビジョンなのかと思ってしまいます。こちらのビジョンはおそらくコードックスのガイドラインでは食品の名称、安全及び栄養に関する食品情報はテクノロジーの使用みによって提供されるべきでないという旨を参考し、作成されたと思われます。ビジョンではこのガイドラインに沿って、安全情報である賞味期限と保存方法と、栄養情報については栄養成分表示ということで作成したものと思われます。

一方で加藤先生のお話では、デジタルツール分科会ではデジタル化によって、食品表示情報から遠のくことがメリットからデメリットになる可能性があるということで、慎重な意見がよく聞かれていたかと思います。また、先ほども情報を減らすということではなくて、これから増えていくだろう情報を補うという方向性もお話しいただきました。

そのような分科会のスピリットだと思うのですけれども、それが2ページの活用のビジョンを見ますと情報が随分減り、名称もなく原材料も添加物もデジタルツールにいってしま

うというビジョンで、これが独り歩きするのは、分科会の取りまとめの内容と少々違うのではないかと思って心配しています。

デジタルツールの活用のビジョンについて今後議論していく際、このビジョンのイメージに引きずられないようにすることも大事だと思います。確かにこのビジョンですとすごくスッキリするという良い面も確かにありますが一方で慎重に検討しなければいけないところだと思います。情報量が減る面もある一方、必ず伝えることは義務表示として残すべきだという加藤先生のお話もありましたので、その点は今後の議論になると思われますが、活用のビジョンが独り歩きしないよう注意書きがあった方がいいのではないかと思います。

○加藤委員 私の方から一言申し上げさせていただきます。申し訳ありません。私も、このイメージ図について十分に確認できておりませんでした。ご指摘頂いたこの2ページ目の記載については、会議資料新たに加えられているので、先ほどから、生命に関わるところについてはどこに示すべきであるのかという非常に重要な点について容器包装に残さなければいけないところについてのいくつかの議論がされていると思います。私はそれを非常に大事なことだと思っていて、それも含めて今この活用のビジョンですと、生命に関する情報をデジタルに移管するように見えてしまいます。大きく重要なポイントが抜けている点があると私も見て思ったところが実際にあります。

これをホームページにアップする前に若干修正してもう一度直すという形に消費者庁の方でしていただいた方が良いのかもしれないという気がするところでございます。

○湯川座長 そうですね。いったん分科会に提出している資料ですので、あまりそれを修正するのは、また情報の取り扱いの面で問題があるかと思うのですが、森田委員がおっしゃったように、注意書きをこの上に被せるというのは、許される範囲だと思います。実は、私もツッコミどころがいっぱいあって、ただそれをやりだすともう時間がなくなってしまいますので、活用のビジョンはあくまでイメージを示したものであり、最終形を示したものではないという注意だけを追記して、ホームページで資料が公表した方がよいと委員の皆さんのお意見を聞いて思いました。

○坊衛生調査官 あくまでイメージです。皆さんのが議論する上で、分かりやすいような形でのイメージです。おそらくイメージがなければ、デジタルツールを活用と言われても皆さんには、何をするのかというのが多分あまりよく分からぬのではないかと考えましたので、今コーデックスの安全と健康については残しましょうという形になっているものを、最大限で示すとこのような形になるということを示しているだけですので、この資料のように必ずこうなりますというお話ではないというところが分かるような形にしていきたいと思います。

○京増食品表示調査官 一点だけ補足していいでしょうか。名称が書いてないという指摘については、食品表示基準上、名称を商品の主要面に表示した場合にあっては、一括表示中の名称は省略できるとありますので、表示方法によっては問題ないかと思っております。

○湯川座長 名称がナポリタンなのか、パスタソースなのかという議論をここで始めると時間が足りません。議論を巻き起こしたという意味で、このページの役割は果たせたと思います。

○森田委員 すみません。その点で、やはり議論していく時に、何が必要かということ、例えば安全性と栄養に関しては、コーデックスのガイドラインと名称と書いてあるということなのですけれども、コーデックスのガイドラインはあくまでもガイドラインで、各国の事情で決めてもいいということにもなっていますので、そういうふうに考えると、例えば消費者のニーズということで、令和6年度の消費者意向調査では、消費者が一番参考にしている表示事項の1位は期限表示、2位は保存方法、3位は原材料です。

それで栄養成分表示は10位で、アレルゲンは14位でした。栄養成分表示は2015年にできた制度ですけれども、原材料名に関してはJAS法と、食品衛生法ができた時から消費者に馴染みがあるという歴史のような観点もあります。様々なファクターがある中で、何を容器包装から外すのかというのは、考え方の整理と必要性の基準みたいなのをある程度最初に整理をしておいていただけると、議論が進むと思います。

個別品目ごとのルールの見直し分科会の中で資料2だったのですけれども、資料2の旧食品衛生法の関連での議論の時に消費者庁で分類をしてくださって、その分類に沿って、残すか残さないかを話し合ったことがあります。そのように基準を少々示していただいて、もちろん安全と栄養もですが、何を消費者のニーズとして残した方がいいのか、日本ならではの表示というのは何なのという必要な考え方への整理が中にあってもいいのかなと思います。また後でFOPNLも出てくるのですけれども、栄養成分表示はこれから前にもってくるとしたら、もっと分かりやすい表示があるのだったら裏面に残さなくてもいいとか、いろんな話も全部考慮して、進めてくださいればありがたいというふうに思っています。

○湯川座長 ありがとうございました。他はよろしいでしょうか。

本件は、ここの懇談会でこの内容を了承するという趣旨のものではなく、報告を受けて、また今後の進め方についての検討を見守っていくというものになりますので、今日皆さんからいただいた御意見は、先ほども言いましたが、次年度以降の検討の重要なインプットになると思います。

ここで2時間半が過ぎましたので、5分間だけ休憩を挟んで、最後の議題に移りたいと思います。今から5分間休憩いたします。

<5分間の休憩>

○湯川座長 よろしいでしょうか。後半になりますが、進めていきたいと思います。次は、日本版包装前面栄養表示ガイドラインにつきまして、検討会で取りまとめられました資料を消費者庁から説明をいただきます。よろしくお願ひします。

○松山課長補佐 食品表示課の松山でございます。私から今年度の検討会で取りまとめました日本版包装前面栄養表示ガイドラインについて御説明させていただきます。

資料5-1を御覧ください。スライドの1ページです。

令和7年度の検討会では、令和5年度、令和6年度に引き続きまして、阿部委員、森田委員、食品産業センターから河野委員に御参画いただいております。今年度の検討会におきましては、これまでの検討状況を踏まえまして、日本版包装前面栄養表示の様式の決定とガイドラインの作成、公表を行うこととして進めてまいりました。

スケジュールにつきましては、6月に様式等につきまして、消費者アンケートを行い、7月29日に第1回の検討会を行いました。第1回の検討会におきましては、ガイドライン案を提示するとともに、消費者アンケートの結果を踏まえまして、日本版包装前面栄養表示の様式を決定いたしました。その後、ガイドライン案について、9月22日から10月21日までパブリック・コメントを実施し、本ガイドライン案の内容に関する意見数は219項目ございました。12月3日の第2回検討会におきまして、パブリック・コメントの御意見と御意見に対する考え方をお示しし、構成員の方々に御議論いただき、ガイドラインの取りまとめを行いました。今後、必要な手続を経まして、今年度中にガイドラインを公表する予定でございます。

スライド2ページです。

具体的にガイドライン案の御説明をさせていただきます。ガイドラインの構成は、スライドにお示しするとおりでございます。次のスライドから詳細を御説明いたします。

次のスライド3ページをお願いいたします。

背景では、食品表示法の基本理念を示すとともに、2015年から栄養成分表示が義務化されたことや、栄養成分表示は消費者のふだんの食生活において利活用されていること、消費者意向調査の結果として、食品に栄養成分表示がされていることを知っている者の割合は約7割、知っていると回答した者の中でふだんの食生活で栄養成分表示を参考にしていない方も一定数いることなどに触れまして、消費者が栄養成分表示を一層利活用しやすくする取組が求められているという現状を述べるとともに、消費者が現在の栄養成分表示を一層利活用できるような取組が必要であることなどの栄養成分表示を取り巻く課題などを記載しております。

次のスライド4ページです。

目的では、本ガイドラインは食品関連事業者等が一般用加工食品に包装前面栄養表示を導

入するための一般的な取扱いやその望ましい在り方を示していること、本ガイドラインを参考にした包装前面栄養表示の取組を通じて、更なる栄養成分表示の利活用につながるとともに、消費者自身が1日に必要な栄養成分等の量の目安を把握できるようになることにより、消費者の健康の維持・増進に資することが期待されること、それから、日本版包装前面栄養表示ガイドラインは、食品表示基準に位置付けない任意のガイドラインであることを記載しています。

次のスライド5ページです。3. 定義です。

日本版包装前面栄養表示は、食品の容器包装の前面等の、消費者が見つけやすい箇所に消費者庁が示す様式を用いて表示する取組でございます。本取組は、当該食品の熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量に加えまして、栄養素等表示基準値に占める当該量の割合を表示するものでございます。

次のスライド6ページお願いします。

ガイドラインの範囲についてです。日本版包装前面栄養表示を適用する範囲につきましては、容器包装に入れられた一般用加工食品でございまして、当該食品の食品単位として1食分の量が適切に設定できるものを想定しております。また、コーデックス委員会の包装前面栄養表示ガイドラインにおいて対象外と位置付けられております食品を参考にし、健康増進法における特別用途食品のうち、病者用食品及び乳児用調整乳並びに酒税法における酒類につきましては、日本版包装前面栄養表示においても範囲外としております。

次のスライド7ページです。

日本版包装前面栄養表示に用いる様式は、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量の文字並びにそれぞれの数字を記載する枠内に加えまして、枠外上段、1食分（○○）当たり及び枠外下段には「%は1日の摂取目安に対する割合」の文言で構成しております。当該様式を参考にし、食品の容器包装の前面等の消費者が見つけやすい箇所に表示することとしております。

パブリック・コメントにおきましては、この様式、特に食塩相当量を二重線としていることについて御意見をいただきました。

御意見の概要といたしましては、賛同する御意見もある一方で、具体的な御意見としましては、「消費者がそれぞれの健康意識などに基づいて、いずれの栄養成分を重視するかは、消費者それぞれによって異なっていることや、食品関連事業者においても、どの栄養成分の特徴を強調したいのかはそれぞれ異なることなどから、事業者の取組を促し、包装前面栄養表示制度の実効的な普及を図るため、特定の栄養素だけを二重囲みすることのない簡潔な様式とすることを要請します。」といった御意見が提出されました。

こうした御意見に対する消費者庁の考え方といたしましては、「食品関連事業者等の日本版包装前面栄養表示の取組を促すことで、当該制度の普及啓発を図るという考え方は、御指摘のとおりと考えます。また、ナトリウム（食塩）は、身体に必要な栄養素であると認識しております。一方で、包装前面栄養表示については、WHO及びコーデックス委員会のガイド

インにあるとおり、各国の健康・栄養政策に沿ったものであるべきとされており、他国におきましても、その国々の健康・栄養政策に応じた表示がされているものと認識しております。本ガイドラインの様式案は、現在の我が国の健康・栄養政策において「食塩の過剰摂取」が重要課題であることを踏まえ、検討会での議論及び消費者アンケート調査を踏まえた上で様式案となっています。」として、考え方をお示しました。

次のスライド8をお願いいたします。

日本版包装前面栄養表示に用いる食品単位の設定につきましては、当該食品の1食分とし、当該1食分の量を併せて表示いたします。食品単位につきましては、栄養成分表示と一致させることが望ましいですが、困難な場合は、少なくとも日本版包装前面栄養表示に用いる食品単位につきましては、当該食品の1食分といたします。

次のスライド9をお願いします。

日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量につきましては、栄養成分表示と同様に販売される状態における可食部分の栄養成分等の量を表示し、栄養成分表示の値と一致させることが望ましいです。ただし、販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品につきましては、日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量を摂取時の状態における栄養成分等の量とすることが可能です。

次のスライド10をお願いします。

日本版包装前面栄養表示における栄養素等表示基準値に占める当該量の割合の表示方法について、3ポツ目のところでお示しておりますけれども、消費者への視認性確保の観点等から、小数第1位を四捨五入して整数で表示することとしております。ただし、四捨五入して栄養素等表示基準値に占める割合が0%となる場合は、1%未満と表示することが望ましいとしております。

こここのところにつきましても、パブリック・コメントで御意見をいただいております。御意見の概要といたしましては、こうした%表示について賛同する意見もある一方で、具体的な御意見としましては、「様式案の表示項目について、摂取目安に対する割合表示については、消費者の混乱を招く恐れがあるため、割合表示をするかどうかは事業者に任せていただくよう要請します。」といった御意見をいただきました。

こうした御意見に対する消費者庁の考え方といたしましては、「日本版包装前面栄養表示の取組を通じて、消費者自身が1日に必要な栄養成分等の量の目安をより分かりやすい形で把握できるようになることにより、消費者の健康の維持・増進に資することが期待されます。そのため、日本版包装前面栄養表示は、栄養素等表示基準値に占める割合を表示するものとしております。消費者の混乱をきたさないよう、当該制度を運用してまいります。」として、考え方を示しております。

次のスライド11でございます。

表示位置につきましては、食品の容器包装の前面としておりまして、主要面を原則としております。

次のスライド 12 でございます。

様式に用いる文字でございます。日本版包装前面栄養表示は、栄養強調表示には該当しませんが、視覚的に目立たせた表示です。そのため、ある一つの栄養成分等の名称や量の文字の大きさを、他の栄養成分等と比較して大きくするなどの表示は適切ではありません。

日本版包装前面栄養表示に用いる文字の大きさ及びフォントにおきましては、栄養成分等の名称や量、栄養素等表示基準値に占める当該量の割合のそれぞれについて統一して表示することといたします。

次のスライド 13 をお願ひいたします。

様式に用いる色でございます。日本版包装前面栄養表示は、栄養強調表示には該当しませんが、視覚的に目立たせた表示です。そのため、ある一つの栄養成分等の名称や量の色を他の栄養成分等と異なる色にすることなどの表示は適切ではありません。

日本版包装前面栄養表示の様式に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色であつて、単色で表示することといたします。

次のスライド 14 です。

日本版包装前面栄養表示の例として、横向きと縦向きの表示例をお示ししております。

次のスライド 15 をお願ひします。

続いて、販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱いでございます。

(1) のところです。販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲につきましては、水で抽出するもの、水で希釈するもの、水で塩抜きするもの、湯切りするもの、一般に牛乳等の単品を加えるものとし、これらの食品については、摂取時の状態における栄養成分等の量を表示することが望ましいです。この場合は、日本版包装前面栄養表示における栄養成分等の量の算出根拠が消費者等に合理的に説明できるよう、根拠となる資料を保管することといたします。

次のスライド 16 です。

摂取時の状態における栄養成分等の量を表示する際の留意点といたしましては、摂取時の状態であることが分かる食品単位を表示することや、調理に用いる食品の種類やその量が分かるよう調理方法を表示することとし、日本版包装前面栄養表示の様式の近接した箇所に表示することを原則といたします。

次のスライド 17 です。

「7. その他」でございます。こちらは 3 段落ございまして、1 段落目は食品関連事業者等に期待すること、2 段落目は地方公共団体に期待すること、3 段落目は消費者庁が取り組むことについてまとめております。

まず一つ目でございます。食品関連事業者等の自主的な取組は、消費者の食品へのアクセスや情報へのアクセスを向上するものであると考えられます。したがいまして、食環境づくりを推進する観点から、食品関連事業者等の自主的な取組については、当面の間、維持できることといたしますが、食品関連事業者等におかれましては、本ガイドラインを参考にした取

組を積極的に推進することが期待されます。

続いて、二つ目でございます。2024年度に健康日本21（第三次）が開始され、健康・栄養政策において、健康的で持続可能な食環境づくりが推進されております。本ガイドラインは食品表示基準に位置付けないガイドラインではありますが、本ガイドラインを参考にした取組は、栄養成分表示を一層利活用しやすくするための取組の一つであり、地方公共団体における消費者の健康の維持・増進に資する食環境づくりの一助になると考えます。そのため、地方公共団体におかれましては、食品関連事業者等の日本版包装前面栄養表示の導入及び消費者の利活用を推進することが期待されます。

最後に、三つ目でございます。消費者庁におきましては、我が国における健康・栄養政策の動向や諸外国等における包装前面栄養表示の法的な位置付け等を注視しつつ、日本版包装前面栄養表示が健康・栄養政策に即している内容であるかを定期的に確認してまいります。また、食品関連事業者等の取組実態等や消費者の日本版包装前面栄養表示の利活用の実態の把握に努め、消費者や食品関連事業者等の双方にとって分かりにくい考え方等がある場合には、迅速かつ柔軟に本ガイドラインの見直しを検討いたします。さらに、将来的に、消費者が食品関連事業者等の自主的な取組を栄養強調表示と誤認する等、混乱が生じる場合は、日本版包装前面栄養表示を食品表示基準に位置付けることや、栄養強調表示の取扱いを整理することなど、規制的な措置の必要性を含め、見直しの要否を検討することといたします。しております。

パブリック・コメントにおきましては、3ポツ目の後半部分、「さらに」以降の部分につきまして御意見をいただいております。

御意見の概要といたしましては、「「さらに」以降の記載は、将来的な義務表示化を予見させるものであり、これから任意の取組を推進する本ガイドラインにあっては不要である。将来的な義務表示化を検討する際には、改めて検討会等を開催の上、慎重に検討されるべきものである。今後の食品事業者の自主的な取組の拡大を期待する状況で、このような規制的な表現は、逆に食品事業者の取組を萎縮させる可能性が懸念される。また、消費者の誤認が起こる理由は様々であり、その対応の方向性も複数考えられ、日本版包装前面栄養表示を食品表示基準に位置付けることで解消するか、現時点では不透明である。以上より、「さらに」以下の記述を削除すべき。」といった御意見をいただいております。

この御意見に対する消費者庁の考え方といたしましては、「御指摘のとおり、消費者庁といたしましては、本ガイドラインの公表後に日本版包装前面栄養表示の取組が拡大することを期待しております。令和5年度からの検討会における議論におきまして、当初は日本版包装前面栄養表示を食品表示基準の第7条「任意表示」に位置付けることを含めて議論がなされましたが、食品表示基準に位置付けた場合、食品関連事業者等において法令違反への懸念等から日本版包装前面栄養表示の導入に踏み切れないかもしれませんことや、既に包装前面栄養表示に取り組んでいる食品関連事業者等の自主的な取組を後退させてしまうかもしれないなどの御意見があつたことを踏まえまして、ガイドラインが適切であると整理された

ところです。ただし、食品表示基準に位置付けない場合には、日本版包装前面栄養表示の様式の一部のみを用いて表示したり、食品関連事業者等が表示したい栄養成分のみを表示し、消費者が栄養強調表示と誤認したりするなど、様々な形態の包装前面栄養表示が乱立し、消費者にとって分かりにくい状況が生じる懸念があるとの意見もあり、こうした議論を深めていく中で、最終的に食品表示基準に位置付けないガイドラインとすることとしました。

こうした様々な角度から議論のあった内容を踏まえる形で、ガイドラインの「7. その他」に示しております。消費者庁としましては、まずは、日本版包装前面栄養表示の取組の促進に向けて、消費者や食品関連事業者等に向けて日本版包装前面栄養表示の周知や普及啓発に努めてまいります。一方で、仮に、本ガイドラインの見直しの要否を検討する際には、消費者、食品関連事業者、有識者等と慎重に議論してまいります。」として考え方を示しました。

こうしたパブリック・コメントの御意見と御意見に対する考え方につきましては、先日の検討会におきまして構成員の方々にも御確認、御議論いただき、最終的に今御説明いたしましたガイドラインが取りまとまりました。

以上、日本版包装前面栄養表示ガイドラインについての御説明でございます。

○湯川座長 ありがとうございました。パブコメが終了し、検討会にも報告済みということなのですが、一点、いつ頃これが公表されるのか、もし決まっていれば教えてください。

○松山課長補佐 こちらは年度内に公表すると申し上げておりますので、来年の3月までには公表いたします。それから、座長すみません。一点、私からの御説明に漏れがございました。検討会の構成員につきまして、令和5年度、令和6年度に引き続き、中村委員にも御参画いただいております。大変失礼いたしました。

○湯川座長 ありがとうございました。では、ただいまの説明につきまして、御質問がありましたらお願いします。

オンラインの中村委員、何かありますか。

○中村委員 いえ、特段ありません。私も参画させていただいておりますので、その中で、十分御議論を尽くしたつもりでございます。よろしくお願いいたします。

○湯川座長 他はいかがでしょうか。大角委員お願いします。

○大角委員 食品産業センターの大角でございます。御説明ありがとうございます。また、この場にも構成員の方がたくさんおられます。御議論、どうもありがとうございました。私ども食品産業センターを含めまして、いろんな関係団体あるいはメーカーさんから多く

ののパブリック・コメントの意見が提出されたかと思います。ここでもう一度申し上げることはご遠慮申し上げますけれども、パブリック・コメントで出された意見は、それぞれのメーカー等の関係者の方々の生の声だと思っておりますので、今後の運用にあたっては、そういった声を十分に踏まえて進めていただくとともに、何らかの形での見直し等が必要となる場合には、改めて十分御議論いただくようお願い申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○湯川座長 ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

廣田委員お願いします。

○廣田委員 御説明ありがとうございました。補足で、パブコメの御対応についても丁寧に御説明いただいたので、このガイドライン案に基本的に異論はありません。ただ、私どものところでは業務上で食品事業者さんとの意見交換を行う場面が多々あるのですけれども、このガイドライン案になる以前の段階から最初、その食塩のところが、二重線になる前に隙間が空いていた時点から、これはなんで食塩を分けるのだという声を聞いておりました。今回この二重線になるところでも、さらに強調表示ではないかというような考えを心配・懸念している事業者の声も耳にしているところであります。こちらでは消費者団体としましても食塩の過剰摂取が社会的な課題、日本における社会問題になっているということは十分に認識しています。ただ、事業者にも消費者にも納得できるようなガイドラインであるべきだと思いますし、そこを丁寧に周知していかないと、やはり FOPNL が任意であるということを踏まえて考えると、納得感が得られないと、せっかくの日本版 FOPNL がなかなか進まない結果になってはいけないという懸念を持っているところです。

それと摂取量の目安のパーセンテージについて、取り過ぎたらいけないものと摂取することが望ましいものとが横並びになっていることや、1日の目安を考えた時に個人差が大きいにもかかわらず全部横並びになることは、少々懸念があるという意見もあったかと思います。

そのことについてもやはり、そういった意味合い、なぜこれが表示されるのかというところの意味合いをきちんと丁寧に周知していく必要があるのではないかと考えているところです。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。阿部委員お願いします。

○阿部委員 おっしゃる通りだと思いますが、この包装前面栄養表示というのは、裏に書いてある義務化されている栄養表示とどこが違うのか。日本版包装前面栄養表示というのは、表示でありながら教育媒体であって、これを活用して国民がより自分の食生活をどうしていったらいいのかということのために、活用しやすくするということが一番大事だと思い

ます。

そして、日本の健康課題を考えたときに、食塩の過剰摂取は世界的にも指摘されているのに、日本の栄養政策として、食環境整備としてきちんと国際レベルの対策をとっているのかと問われた時に、やはり遅れを感じています。そういう意味では、これは本当に国際的にも食塩摂取量や健康寿命延伸の問題を考えた時に、個人の問題だけではなくて食環境を整備するということを事業者にも理解をしていただきて、事業者が包装前面栄養表示を国民の健康のために行い、それを活用できる専門職を増やして、なつかつ国民が活用するという、いろんな場面からの後押しが必要です。包装前面栄養表示をしましたというだけで終わるものではないというふうに私どもは思っております。そういう意味では、他の表示も一緒かもしれませんけれども、これはさらに一歩進んだ形での表示になるのではないかと思っておりますので、事業者にも理解していただきた上で、協力いただき、これが本当に国民の健康づくりにつながって国際的にも評価されていくということを専門職としては目指していきたい思っていますので、構成メンバーとして、ご協力を求めたいと思います。よろしくお願ひします。

○湯川座長 ありがとうございました。ぜひよろしくお願ひします。他はいかがでしょうか。森田委員お願ひします。

○森田委員 構成員として一言申し上げますと、先ほども言いましたように、栄養成分表示は日本では施行が2015年と諸外国に比べて遅いということがありました。また消費者意向調査などで栄養成分表示があまり見られていないということがあって、それでこれを前面にとにかく持ってきて、そして1食当たりにしているというのも一つのポイントです。また、様々な細かい工夫もされていて、例えばコーンフレークだったら牛乳を合わせて表示してもよいとか作り上げていったものでございます。その中で、日本の課題の食塩相当量というところを少し目立たせるというようなことも含めて作り上げていったものなのですけれども、パッと見た時にやはりこれを見てくらしの中で活用しようと思っていただける機会にしていただきたいと思いますし、栄養教育の入り口にもしてもらいたいと思います。小学生や中学生が加工食品を買う時にこれをパッと見て調べるというふうな場面が出てきたらいいと思っています。より多く活用する場面、マークの普及もすけれども、栄養表示の活用や栄養教育そのものがもっと広がっていき、と、そういう啓発の場が増えてくれればというふうに期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○湯川座長 ありがとうございました。

それでは次の議題、最後の議題になります。コーデックス食品の食品表示部会での検討状況報告です。消費者庁から、手短にお願いします。

○斎藤総括 それでは資料6の方になりますて、コーデックス食品表示部会（CCFL）での検討状況についてということで説明させていただきます。

まず、このコーデックスについてなのですけれども、WHO（世界保健機関）とFAO（国際連合食糧農業機関）とで組織された機関で、食品表示についても国際規格を定めています。WTOの貿易協定においては、このルールが国際規格として認められており、各国の表示制度もこれに準拠する必要があることから、我が国の制度にも影響がございます。食品表示懇談会では、国内の食品の表示の大原則を決める場面において、今後このコーデックスの議論というものを横並びで見なければならぬ場面もあるかと思います。そういう中で、今回からコーデックスにおける現在の検討状況について簡単に説明させていただき、今後も重要な議題がある場合には、皆さんにこの点について丁寧に説明をさせていただければと思っております。

今回はスライド1を中心に前回2024年10月に開かれたCCFL食品表示部会の議題について説明します。

コーデックスの議論はステップ1から8までの段階があり、大まかに言えば、ステップ1から5がたたき台を作る場で、ステップ6以降が、さらに成熟させる段階ということで、最終的にステップ8でコーデックスの親部会で承認されると、それが国際的な取り決めになるというところでございます。その中で、食品表示部会では、赤字で示したところが、議論中のものです。

少々話が逸れますが、7番の「テクノロジーの使用に関するガイドライン」は「ステップ8へ」とあり、これは決定したということなのですけれども、先ほど、我が国でも議論させていただいているデジタル活用の議論の大前提になるということになります。

今、コーデックスで議論中の赤字のところで、まず一つ4番なのですけれども、サフラン規格についてです。コーデックスの一般原則でいう「原産地」は、我が国でいう「製造地」に類しますが、その表示が義務付けられている中で、スペインについては「収穫国」、我が国でいう「生産地」のようなものを表示義務化してほしいということで、高品質な付加価値なスペイン生産国から、要望があったもので、ステップ1ということで、議論の最初の段階にあり、今後はどうなるかというのは分からぬ状況であるのですけれども、そういうような議論が行われているというところでございます。

続いて5番の5.2というところですが、予防的アレルゲン表示ガイドラインの原案がステップ5となっています。これは、アレルギー表示の中で、アレルゲンを表示するにあたって、どうしても意図しない混入が避け切れないアレルゲンについて、どのように考えていくのかということの議論を行っているというところでございます。

続いて8番はジョイントプレゼンテーション及びマルチパック、すなわち組み合わせ食品や詰め合わせ食品ということで、個々の容器包装に食品表示がなされている諸々のものと一緒に一つのパッケージにした時にどう表示していくか、あるいは外側のパッケージに表示したら中の個包装の表示をどうしたらいいのか、といった議論が行われています。

10 番は緊急事態における食品表示規定の適用ということです。原材料の確保が不確実になった今般のコロナ等の状況を受けて、事業者における食品表示の実効性が損なわれる事態が起きた場合の食品表示の在り方についてルールを定めようとするものです。我が国では、例えば、「弾力的運用」ということがなされることがあります。

これら全てが現在ステップ5以前の段階にあります。5番だけがステップ5となっているのですけれど、それ以外はステップ1、3ということで、まだ議論の初期段階でございます。いずれも我が国においてはすでにしっかりと制度化されているものでございまして、我が国がこれからこの議論に対応するにあたっては、各国が意見を出す中でも、我が国の食品表示制度に影響がないように、引き続き取り組んでまいります。

詳細については、資料にしております。今回の食品表示懇談会の議論に直接影響があるようなものはないかと考えておりますが、引き続き、状況を注視しつつ、必要に応じて皆さんにお知らせしてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○湯川座長 はい。ありがとうございます。資料を用意していただいたのに説明時間を端折られてしまい申し訳ありません。

これだけは、という質問など、ある方がいらっしゃいましたら。瀬川委員、お願ひします。

○瀬川委員 説明ありがとうございました。確認ですが、コーデックスには我が国として参加しているという立場という認識で大丈夫でしょうか。

○斎藤総括 はい、その通りでございます。毎度職員が現地会議に出席し、意見諸々を行っております。

なお、コーデックスの会議に参加するに当たっては、まず国内において関係業界等を委員とする「コーデックス連絡協議会」というものを開催し、国としての対処方針等々を決定した上で、臨んでおります。

○瀬川委員 ありがとうございました。

○湯川座長 他よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日の議題については以上になります。少々時間を超過するくらいたくさん皆さんに御議論いただきまして、ありがとうございます。

今後消費者庁は、個別品目ごとの表示ルール改正、アレルギーに関する改正については、今後のパブリック・コメントと年度末の改正に向けての手続きがあるとのことです。よろしくお願ひします。

最後になりましたが、ご出席いただきしております井上審議官からご挨拶をぜひ賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

○井上審議官 消費者庁審議官の井上でございます。第2回食品表示懇談会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

湯川座長をはじめとして委員の皆さんには、今年は6月から本日の第2回となりますけれども、その中におきまして、それぞれのお立場から真摯かつ熱心に御議論いただいたことについて、まず御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

今年度の食品表示懇談会のもとでは、本日のご報告の通り、まずデジタルツールの活用の分科会では、デジタルツール活用の前提となる技術的な課題を中心に取りまとめの策定をいただきました。

そして個別品目ごとの分科会についても、昨年度と合わせて合計42品目につきまして見直しの取りまとめをいただいたということでございます。これも一重に湯川座長をはじめとして懇談会の委員の皆さん、個別品目分科会の森光座長、デジタル分科会の加藤座長、そして関係委員のご尽力をいたいた賜物であると、これも感謝を申し上げたいと思います。また、ご協力をいただきました全ての事業者あるいは団体の皆さんにも、この場をお借りして改めて感謝を申し上げたいと思います。

消費者庁としては、今後個別品目ごとの表示ルールのほか、食物アレルギーの表示の義務化に向けて、今年度内の基準改正に必要な所定の手続きを進めてまいります。

そして、日本版包装前面栄養表示ガイドラインについても、先ほどありましたとおり、今年度中の公表を目指して手続きを進めていきたいと考えております。

今年度は令和6年度から設置しました二つの分科会での議論を終えることとなります。食品表示懇談会において令和5年度に取りまとめられました内容を踏まえて、来年度以降も引き続き、食品表示懇談会での議論を続けていくことになります。

委員の皆さんにおかれましては、引き続きのご支援ご指導を賜れればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○湯川座長 井上審議官、どうもありがとうございました。それでは、事務局から最後の案内をお願いします。

○事務局 皆様本日はどうもありがとうございました。

本日の内容については、後日メールで議事録の確認をお願いさせて頂きますのでよろしくお願い致します。

またWEBで傍聴されている方にご連絡です。今回の資料は消費者庁のWEBページに掲載されます。また、議事録についても、後日、消費者庁WEBページに掲載されます。

湯川座長にお返しいたします。

○湯川座長 以上をもちまして本日の食品表示懇談会を閉会させていただきます。出席の

皆さん、また傍聴の皆さん、3時間どうもありがとうございました。お疲れさまでした。